

# 第三十三回 参議院文教委員会会議録 第六号

(二二四)

昭和三十四年十二月一日(火曜日)午前  
十一時一分開会

委員の異動

十一月二十八日委員東隆君辞任につき、その補欠として曾祢益君を議長において指名した。  
十一月三十日委員曾祢益君辞任につき、その補欠として東隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

委員長

相馬 助治君

北畠 教真君

吉江 勝保君

大谷 賢雄君

近藤 鶴代君

杉浦 小幡

野本 二見

柏原 豊瀬

岩間 稲穂

大谷 久常君

杉浦 武雄君

野本 品吉君

甚鄭君

北畠 正男君

大谷 正芳君

白井 庄一君

東 隆君

岩間 正男君

北畠 正芳君

白井 庄一君

東 隆君

岩間 正男君

衆議院議員  
文教委員長 大平 正芳君  
國務大臣 白井 庄一君

文部大臣 松田竹千代君

○日本学校安全法案(第三十五回国会内閣提出、衆議院送付)  
(教育、文化及び学術に關する件)  
○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
(全学連に關する件)

○委員長(相馬助治君) ただいまより文教委員会を開会いたします。本日の委員長及び理事打合会の経過について報告いたします。本日は、まず、付託になつております二法案を議題に供します。次に、去る十一月二十七日の安保改定反対第八次統一行動における全学連の行動に關連し、質問の申し出がありましたので、本件は、本日の議事の勢頭にこれを取り上げることにしたいと思います。

○委員長(相馬助治君) ただいまより文教委員会を開会いたしました。本日の委員長及び理事打合会の経過について報告いたします。本日は、まず、付託になつております二法案を議題に供します。次に、去る十一月二十七日の安保守反対第八次統一行動における全学連の行動に關連し、質問の申し出がありましたので、本件は、

この件に關する件です。そこで、政府の原案に關する質問を始めたところが、これが衆議院の方の御出であります。質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(相馬助治君) 二法案が出ておりますが、衆議院の修正案もあるようですが、この提案の理由の説明の中に、すでに、政府の原案に關する質問を始めたところが、これが衆議院の方の御出であります。質疑のある方は順次御発言願います。

○北畠教真君 二法案が出ておりますが、衆議院の修正案もあるようですが、この提案の理由の説明の中に、すでに、政府の原案に關する質問を始めたところが、これが衆議院の方の御出であります。質疑のある方は順次御発言願います。

○北畠教真君 二法案が出ておりますが、衆議院の修正案もあるようですが、この提案の理由の説明の中に、すでに、政府の原案に關する質問を始めたところが、これが衆議院の方の御出であります。質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(相馬助治君) ただいま北畠

理事の御発言の通り、いまだ衆議院側

から出席がありませんが、間もなく見

えられる予定でございます。従いまし

ますので、そのように取り組びたいと

思います。

○野本品吉君 学校の管理下におきま

す、付託になつております二法案を

議題に供します。次に、去る十一月二

十七日の安保守反対第八次統一行動

における全学連の行動に關連し、質問

の申し出がありましたので、本件は、

本日の議事の勢頭にこれを取り上げる

ことにしたいと思います。

な、幼稚園教員の待遇改善に関する問題であります。それで、新しい災害に

と学校の間、あるいは一般社会のもの

との間に各種のトラブルと申します

か、起こして、非常に遺憾な点が多く

あります。それが、当委員会としても、何

らかの意思決定を行なつてはどうかと

いう提案がござります。本件につきま

しては、理事会において検討してみる

ことにいたしましたが、以上の通り、

ただいま申しました各件について取り

運ぶことに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(相馬助治君) ただいま北畠理事の御発言の通り、いまだ衆議院側から出席がありませんが、間もなく見えられる予定でございます。従いまして、そのように取り組びたいと思います。

○政府委員(清水康平君) お答えいた

します。

最初に学校安全法のよろざな仕事を始

めましたのは島根県であつたわけで

あります。それは任意的な団体でございま

す。それは任意的な団体でございま

(二二四)



うふうに考えております。まず第一に、これは申し上げるまでもないことですが、学校教育の実施中、これはだれが見ても学校教育の管理下でございます。しかし、学校教育あるいは教育課程、教育課程と申しましても御承知のことく各教科があり、あるいは道徳教育というようなものの授業時間中は申すまでもあります、それから学習活動——特別教育活動、それから学習行事等の実施中をさしておきます。学校行事等の実施中でありますから修学旅行でありますとか、学校給食でありますとか、芸術会、運動会、そういうような、あるいは健康診断といふものが当然教育課程の実施中であります。それからその次は学校の休憩時間中であります。形式的に申しまするといふと、学校の休憩時間中は学校教育課程の中には入っていないようですが、いふと、この学校の休憩時間中の災害が非常に多いのでございます。そういうことから考えますと、どうしても学校の休憩時間中を入れなければいかぬと思つてゐるわけであります。それから学校によりまして、特に小学校などは授業が始まる前、授業が終わつてから——早く学校に行き、それから授業が終わつても学校にある程度おるわけでございます。朝、学校が九時が始まるのに朝五時ごろから行つても困りますよけれども、授業の開始前あるいは終了後における在校中で、その学校の在校につきまして校長が一般的に承認している時間中に発生したものでございます。この場合には学校教育の管理下といふことにいたしたいと

思つております。それからもう一つは、これも非常に災害が多いのでござりますが、学校へ登校する場合、授業が終わつて学校から帰る場合、通常通りの経路でもつて災害が発生した場合、これも学校教育の管理下に入る予定であります。申すまでもなく以上のようないい處を考慮して、その他の学校教育に適用するものも教育時間に入れたいといふのが私ども考えております。学校教育の管理下といふうに思つておる次第でござります。

○吉江勝保君 ちよつと関連して。今その管理下といふ説明がだいぶあつたようですが、この管理下に関連しまして義務教育諸学校等の管理下といふのは第一条の目的で出てくるのですね。この義務教育諸学校等の等といふのはほかにはどういうものを予定するですか。

○政府委員(清水康平君) この義務教育諸学校等の中には高等学校、幼稚園を考えております。先般の衆議院の修正を見ますと、その中には保育所が入つておるといふうに解釈していると思います。

○吉江勝保君 そろすると、今あげられたその三つを大体予定するのですか。

○政府委員(清水康平君) はい。

○吉江勝保君 そうすると、高等学校と幼稚園と保育所と、あとはもう義務教育諸学校、そのほかのものはもうないのですか。

○政府委員(清水康平君) それ以外のこととは考えておりません。

○野本品吉君 私は衆議院から参ります。した修正案について一点お伺いいたしたいと思います。

その一つは、十八条の保育所の災害共済給付の問題です。この安全会法の精神を保育所にまで拡大して、これを適用しようとすると気持は十分わかっております。ただ問題は、私が申し上げるまでもなく、保育所は厚生省の所管に属しております。そこで、安全会法の点においては義務教育諸学校その他の学校と同じじように扱うが、他の点については保育所と幼稚園の扱いといふものは相当違っております。そこで、その点について厚生省と文部省との間に話し合ひもできておるんだとは思いますが、衆議院の方では厚生省と文部省との話し合いをどのようにおつけになつておられるか、その点を一点お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(大平正芳君) 所管外の問題でござりますから、政府の御決定に待つということにいたしたいと思います。

○岩間正男君 議事進行について。この法案を審議するに当たつてできるだけ資料を出していただいた方が早いのじゃないかと思います。ただいまの質疑を聞いておりまして、実は資料を出してもらえばばいぶん助かることがあります。一々やつたら大へんです。第一に傷害、疾病、廃疾、死」、こういうものは全国でどれくらい年間起こっているのか、これは大体三、四十年の統計があると思います、まるなるのか、どれくらいの大体めどを

つけなくちゃならないのか、そういうものは見当がついていると思いますが、國庫からどれだけ出しているのか、その内容というものがもう少し明らかになることが必要だと思います。それから、先ほど野本委員からも質問がありましたけれども、現行はどうなっているのか、二十国というお話をありましたね、これについていろいろの形があるだろと思ひますが、こういうものについても現状について教えていただき。そのほか必要な資料を出してもらつて、われわれがそれを事前に見ておけば、一々ここで質問しなくともだいぶわかるのじゃないかと思いまして、こういう準備はあるのですか。ことに私がお伺いしたいのは災害の現在数ですね、最近の統計、そしてこれがどういうふうに増加の傾向にあるのか、縮小の傾向にあるのか。これは大体年間の計画といふものを立てなければならぬ。それに対する財政的な裏づけの問題、この問題が一番私はこの法案を審議する上に必要な問題だと思うので、この点特にほつきりした形で出していただきたい。こう思うのですが、どうでしようか。委員長から……。

と尋ねてみたのですが、大体資料があるようですが、全国の、いわゆるあるなが先ほど申された管理下における少なくとも義務教育なら義務教育における傷害ですね、あるいはそれから管理下でなくっても学校教育の影響のもとに起こつた疾病というものがどういう程度に出てきておるか、こういった具体的な、口頭説明でなくて、資料の提出をやっていただきたいと思うんです。

○北畠教真君 関連。ただいま資料の要求がたくさん出ておるようでありますが、この法案の運営をやります政令というものが、すでにもう原案ができるておるんじやないかと思うのであります。が、もしも政令の原案ができておるということであれば、お持ち願えれば非常に万全を期し得るんじやないか、こういろいろうに考えておるんですが、どうでございましょうか、一つお答えを願います。

○千葉千代世君 今資料の要求がございましたけれども、もう一つ追加していただきたいのは、現在まあ東京でございますと各区なら区に保健費といふのがござりますね、その保健費の使い道を聞いてみましたところが、区によつて大へんまちまちであるというところで、まあ材料費とか、薬品とかを買つてしまふというとほとんど治療費なんかに渡つていないと、その治療費はだれが持つかというと、P.T.A.が非常に負担している。全国的に一億幾らあるということを聞いたわけですが、しかし、これは詳しく資料を調べたわけでございませんので、できましたらばその資料をいただきたいと思います。都会地の学校と、それから山間僻

地の学校、一、二校だけこうでございましたが、昨年度学校保健費を公費支弁した分の使い道ですね。それはすぐわかるんじゃないかと思います。

○政府委員(清水康平君) 先ほど保育所の問題がございましたが、この法案を作ります際に、初めにちょっと申し上げたのでございますが、各県で二、三保育所も扱っていると思うと申し上げたんですが、それがどう上がったのでございましたが、この問題は三保育所も扱っていると思うと申し上げたんですが、それで保育所の問題は今度最初の案として入れるか入れないかということについていろいろ審議したわけでございます。ところが、学校の教育の管理下における災害といふことが頭に入つております。しかも学校教育の管理下、すなはち学校教育法、それから保育所は根っこが児童福祉法、規制とあれば違つ。しかし、われわれの立場からいえば保育所も幼稚園も実質的に大して違わない、入れようかといふ感じが一致したとまあ考えておったわけでございますが、文部省提案としては一まず落としておつたわけでございます。その点につきまして、衆議院からやはり実体的な面から入れるべしという御修正を受けたのでござりますが、その前、厚生省の方から連絡がございまして、これは厚生省令案そのものはできておりませんけれども、政令の考え方方はもちろんございまして、衆議院の方からも連絡がございまして、これが附則の第十一條に入るところに入つておるべきことかもしけぬが、一つこの中に入れてもらえないだらうかといふことが私の方にも連絡があり、おそらく修正せられた衆議院の方からも連絡があつたのじやないかと思つております。従いまして文部省といたしましては、保育所が附則の第十一條に入るということについては少しも異存はないわけでございます。

それから資料の問題でござりますが、最初に岩間先生からも災害率であ

りますとか、それからいろいろいろいろございましたが、これも一応資料整つて上げたいのでございますが、昭和三十一年、二年、三年というふうに調査いたしました。それで義務教育諸学校校例をとりますといふと、大体年間を通じまして〇・八三%くらいが医療費その他はどうしても給付しなければならないという統計が出てきております。従いまして千八百万といつましても十五万ばかりというものが年にどうして十五万ばかりといふものが年にどうして医療費給付しなければならぬものとして出てきております。

それからこれは三十一年の調査でござりますが、学校教育の管理下において児童、生徒が死亡した数は二百二十六人の数に達しております。○委員長(相馬助治君) 答弁中ですが、資料の要求があつたのでして、質疑じゃないのですから。

○政府委員(清水康平君) はい、失礼いたしました。そういう資料を作りましたので、中にはできないものもありますので、できるだけ早く作つて御提出申し上げます。(政令の方は) 呼ぶ者あり)

○委員長(相馬助治君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 速記をつけた。

○政府委員(清水康平君) 今、吉江先生からの、第一条の「義務教育諸学校等」のお話がございましたが、この等は幼稚園、高等学校をさしております。それで保育所の問題は、この本則の方にはありませんので、附則として、この等の中には保育所は入らないわけでございます。先ほど私あいのことを申しまして、まことに失礼いたしました。取り消します。

○委員長(相馬助治君) 速記をとめましたので、中にはできないものもありますので、できるだけ早く作つて御提出申し上げます。(政令の方は) 呼ぶ者あり)

○野本品吉君 今の点については、保育所まで含めて児童の安全を期するという考え方についてはもう全面的に私は賛成なんですが、実際の仕事を進めていく上においてはいろいろと問題がありますし、あるいは農業協同組合等で建ててている場合もある。その他の私人で建てているものもある。この場合に、この法律で一様に義務教育の諸

○野本品吉君 今の点でですね。保育所はまあむろん市町村で建てている場合もありますし、あるいは農業協同組合等で建てていてる場合もある。その他の私人で建てていてるものもある。この場合に、この法律で一様に義務教育の諸

○野本品吉君 今の点について、保育所まで含めて児童の安全を期するという考え方についてはもう全面的に私は賛成なんですが、実際の仕事を進めていく上においてはいろいろと問題がありますし、あるいは農業協同組合等で建てていてる場合もある。その他の私人で建てていてるものもある。この場合に、この法律で一様に義務教育の諸

○委員長(相馬助治君) 諸委員から要審議過程で、衆議院の文教委員会から求められた資料については、できるだけ提出して下さい。それから衆議院の要求されて出した資料があると思いますが、参考のためにそれらのものも添えて出してくれるよう努めて下さい。

○政府委員(清水康平君) もちろんこの法案の対象は私立学校も、国立学校も入りますが、この場合の等は、先ほど申しました通り幼稚園と高等学校、私立学校も義務教育は諸学校の中に入りますが、その問題についてお伺いしておつたのが、「義務教育諸学校等」ということなんですが、衆議院で保育所をこの等の中に入ります。たゞ、そこでちょっと申し上げたいのでございますが、昭和三十一年、二年、三年といふように調査いたしました。それで義務教育諸学校例をとりますといふと、大体年間を通じまして〇・八三%くらいが医療費その他どうしても給付しなければならないという統計が出てきておりま

す。従いまして千八百万といつましても十五万ばかりといふものが年にどうして医療費給付しなければならぬものとして医療費給付しなければならぬという統計が出てきておりま

す。たゞ、その問題についてお伺いしておつたのが、「義務教育諸学校等」ということなんですが、衆議院で保育所をこの等の中に入ります。たゞ、そこでちょっと申し上げたいのでございますが、昭和三十一年、二年、三年といふように調査いたしました。それで義務教育諸学校例をとりますといふと、大体年間を通じまして〇・八三%くらいが医療費その他どうしても給付しなければならないという統計が出てきておりま

す。従いまして千八百万といつましても十五万ばかりといふものが年にどうして医療費給付しなければならぬものとして医療費給付しなければならぬという統計が出てきておりま

す。たゞ、その問題についてお伺いしておつたのが、「義務教育諸学校等」ということなんですが、衆議院で保育所をこの等の中に入ります。たゞ、そこでちょっと申し上げたいのでございますが、昭和三十一年、二年、三年といふように調査いたしました。それで義務教育諸学校例をとりますといふと、大体年間を通じまして〇・八三%くらいが医療費その他どうしても給付しなければならないという統計が出てきておりま

す。たゞ、その問題についてお伺いしておつたのが、「義務教育諸学校等」ということなんですが、衆議院で保育所をこの等の中に入ります。たゞ、そこでちょっと申し上げたいのでございますが、昭和三十一年、二年、三年といふように調査いたしました。それで義務教育諸学校例をとりますといふと、大体年間を通じまして〇・八三%くらいが医療費その他どうしても給付しなければならないという統計が出てきておりま

からいたしましても、また先回の教育白書の論議の際にも大臣に質問し、また意見を申し上げましたように、日本の教育は父兄負担の額というものが非常に膨大であるというよりも、むしろ戦後の教育といらものは父兄の一方的な責任において辛うじて維持されてきたと言つても過言でないと思います。もちろん現在の傷害、疾病に対する学校予算の範囲内におけるこれの治療といらものはきわめて不十分な状況にあることは論を待たないところでありますして、それから見ますと、この法律といらものは一歩進んだ案であるといふことは否定できませんが、これだけ画期的な立法をしようとする際に、なぜ大臣としては憲法二十六条の建前のつとて、少なくとも國までは地方自治体がこの金を完全に負担するような趣旨に立つてこれを成しなかつたか、この点について大臣の見解を聞きたい。

○國務大臣(松田竹千代君) お話をよう、憲法の条章に基づいて義務教育はできるだけこれは父兄の負担を軽減し、國が主として國の負担においてその義務教育を果たしていかなければならぬということは、まさに私どもお話をのように考えておるわけであります。ところで、今日、父兄の負担が膨大な額に上つておるといふことも承知いたしておりますが、その中には、いたしておられまするが、その中には、むろんとうていそこまではいけないものもあるうかと考えております。しかし趣旨においては、お話をどのように考えておられるわけでは、國の負担の限り将来の方針としては、國の負担において義務教育はやつていかなければならぬ、かように考えておるわけであります。

○豐瀬損一君 大臣の言葉じりをとらえるわけではないのですけれども、でもした方がよろしい、憲法にはできるだけ書いてありません。「義務を負ふ。」「義務教育は、これを無償とする。」と明確に規定しておるわけです。

この憲法二十六条の精神といらものは、教育に対する國の責任の中で最も重要な責任であると思うのです。ところが、このころの文部省の教育行政のあり方を見つめますと、こうした憲法の建前の方は第二義的に取り扱われます。そこで、あるいは勤評であるとか、その他の教育の根本を貫く法の精神というものからくるかに遅い未給法規の順守というような点について、非常に執拗なまでに熱心に進められております。このことは教育白書の中に随所に現われております。日本の中には、精神に賛成するといふことでなく、精神に賛成するといふことでなくして、せつかくこれだけの立法をするならば、やはりこの際文部大臣は從来の文部官僚の行きがかり、基本観念に拘泥せずして、政黨大臣としてのはつきりした立場に立つておる、一度これを、父兄負担の問題を国庫で、ないしは市町村で、この二十六条の精神は当然私に国庫負担を意味していると思うのですが、これに立ち返るだけの決意がないか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(松田竹千代君) 方針といつたましても、漸次、漸を追うて父兄の負担を軽減するようにしていきた。従つて、あるいはそれは末梢的におっしゃるかもしませんけれども、P.T.A.の負担のことを対しても、明年度の予算にこれを軽減していく方途をもつて予算を要求いたしておるような次第であります。

○委員長(相馬助治君) ちょっと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 速記を始めて下さい。

○豐瀬損一君 大体大臣のただいまの御答弁で、心がまえは、ある程度出てきたと思いますけれども、先ほどから具体的に聞いております点を、もう一度確認かれておきたいと思うんです。やはり文部省の文教五カ年計画といふのは、これは一つの明らかな見通しを立てられたものであると思う。そしてこの義務教育費用を国庫で負担していくといふことは、いかなる決意を持つておられます。

○國務大臣(松田竹千代君) 予定通りに開いておきます。そのことはできませんでした。しかし、さればといって三カ年計画を遂行するということはあります。しかしながら、この間の安全会議においては少しも後退をしておるわけではありません。

○豐瀬損一君 文部省の五カ年計画ですか、これは大体三十八年だったと思ひますが、間違つておるのかもしませんが、そうすると、一気にできないとすれば、三十八年度を一応目途とする五カ年計画の中で、今大臣が基本観念として持つておるという趣旨を三十八年までの間にどういうふうに具体的にこの法案に関して実現しようとする計画を持っておられるかをお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(松田竹千代君) 方針といつたましても、漸次、漸を追うて父兄の負担を軽減するようにしていきた。従つて、あるいはそれは末梢的におっしゃるかもしませんけれども、P.T.A.の負担のことを対しても、明年度の予算にこれを軽減していく方途をもつて予算を要求いたしておるような次第であります。

○委員長(相馬助治君) ちょっと速記をとめて。

○國務大臣(松田竹千代君) 五カ年計画は、もとより文部省といたしましては予算要求に当たりましても、これは計画の明確なる線に沿つて、最も重要な意向をもつて臨んでおる次第であります。従つて、計画通りあくまでも遂行いたしていくと、いろいろ御答弁じやなくして、ただいまの議題は、日本学校安全会法案の審議中でありますので、この法案につきまして、父兄負担を排除して、国庫負担に持つてやつておる次第であります。

○豐瀬損一君 私が同じことを何度もお聞きしておるのは、そういう抽象的な御答弁じやなくして、ただいまの議題は、日本学校安全会法案の審議中でありますので、この法案につきまして、父兄負担を排除して、国庫負担に持つてやつておる次第であります。

○國務大臣(松田竹千代君) お話を点

おりましても、一気にこれを成就するということは至難であると考えるわけあります。しかし、さればといって基本観念においては少しも後退をしておるわけではないのであります。

○國務大臣(松田竹千代君) そこで、もう一度大臣にお尋ねします。それは、少なくとも来年あるいは再来年どうするという具体案はないとするならば、三十八年までには、この安全会議の内容は明確に憲法二十六条に規定される、「義務教育は、これを無償とする」という精神にのつとて国庫で負担されるように実現できるというお約束ができると思いますが、その点はいかがですか。

○國務大臣(松田竹千代君) 予定通りに開いておきます。そのことはできませんでした。しかし、さればといって三カ年計画を遂行するということはできます。しかし、さればといって三カ年計画を遂行するということはできます。安全会法の問題につきましては、それと同じような方針をもつて進んでおる次第であります。

○國務大臣(松田竹千代君) よくわかりました。

○千葉千代世君 困惑して。この間の

自民党的修正案の中に、現在、学校安

全会の費用を市なり、あるいは地方で

負担して、父兄から取っていない所が

ある、その所はこのままにしておく、

しかし将来は父兄負担への道を考えて

いく、というようなことがございまし

たね。私どもは無償にしたいという考

えであります。そうすると、今文部大

臣のおっしゃったのは、五カ年計画の

内容の中で父兄負担をなくしていくと

いう方向にやつていくといふように

とつてよろしくございますか。それ

では、自民党的修正案の説明とは違

いますが、いかがでしょうか。これは非

常に大事な問題で、具体的にいえば、

学校安全会法案が今のこの中で児童一

人当たり十何円を取る、こうなります

ね。しかし、将来はなくしていくべきだ

といふ方向にいくのだ、今地方で支弁

して、将来は父兄に払わせていくよう

にしようというふうな分かれ道になり

ますが、食い違いはございませんか。

○衆議院議員(大平正芳君) この法案の構造性格は共済給付、共済保険費が主組みになつております。それで、

今、先生がおつしやつたような御意見

が衆議院でも出て参つたようござい

まして、もしもいたしましたら、学校

安全会法案全体をもう一ぺんやり直さ

なければならぬということになるわけ

でございます。それで今の段階といたしましては、私どもの態度は学校安全法案の構造全体を変えるわけに、施行を怠いでおりませんから、いかない、この骨格は保持していきたい。従つて、衆議院の方の修正の趣旨は、しかしながら、現在市町村当局の方で全額を負担しておるような、それをどうするのだという問題が出て参りましたので、施設の構造からいと、実は變則でございますけれども、現状はそのまま認めると、いうことにして、将来の問題といたしましてはおっしゃるようなことを、そういう性格を持たそとすれば、この法律をもう一ぺんやり直さなければいかぬと、いうことに相なると思うのです。そこでとりあえす、施行も急いでおることだし、現状は市町村で負担しておる現状まで改變するのは無理だから、一応これだけは認めよう、將來の推移に待つておっしゃるよなことにするのか、それとも今この法案の原則の線でいくのか、そのあたりは文部大臣の言われたことと食い違つかもしれませんけれども、私はそぞういふ持ております。

○千葉千代世君 ちょうど昭和三十年

だつたと思ひますが、二十二国会で児童災害補償法というものが議員提案案で提出されておる。その骨子とするのは、先ほど豊瀬委員からおっしゃつたように、義務教育の全額国庫負担の線に

三十八年度を目途にして、この児童ののつとて全額を父兄負担でなくす

傷害の費用を国庫負担するという自信と決意を持っておられるごとに對しまして心から敬意を表しますとともに、後国会で大体八回ぐら開かれておつたと思ひますが、ずっと繼續審議に

なつており、離航したもとというのはしましては、私どもの態度は学校安全法案の構造全体を変えるわけに、施行を怠いでおりませんから、いかない、この骨格は保持していきたい。従つて、衆議院の方の修正の趣旨は、しかしながら、現在市町村当局の方で全額を負担しておるような、それをどうするのだという問題が出て参りましたので、施設の構造からいと、実は變則でござりますけれども、現状はそのまま認めると、いうことにして、将来の問題といたしましてはおっしゃるようなことを、そういう性格を持たそとすれば、この法律をもう一ぺんやり直さなければいかぬと、いうことに相なると思うのです。そこでとりあえず、施行も急いでおることだし、現状は市町村で負担しておる現状まで改變するのは無理だから、一応これだけは認めよう、將來の推移に待つておっしゃるよなことにするのか、それとも今この法案の原則の線でいくのか、そのあたりは文部大臣の言われたことと食い違つかもしれませんけれども、私はそぞういふ持ております。

○千葉千代世君 この学

安会法は設置者の自由意思によつて児童の災害の場合に一定の金を給付するといふ建前であつて、その基本的な考え方といふものは、やはり児童の災

害といふものを、できるだけ将来なくしていこうといふところにあると考へるわけであります。そうして、設置者

の自由意思に基づいて特殊法人として発足する、設立したのであります。しかし、これは先ほど申し上げた学校及

び義務教育五ヵ年計画とは全く別個のものであつて、しかし、できる限りいずれも義務教育関係のものでありますから、將來はできる限り憲法の趣旨に沿つたわれているところを体して、漸

○荒木正三郎君 ちょっとあんたの問題に因連して一言だけ確かめておきたのですが、大臣は五ヵ年計画で、父兄の負担を全部なくしたいのだ、どう

○千葉千代世君 そういうことを言つてない、漸次その方向に……。

○荒木正三郎君 豊瀬君の質問に対して、五ヵ年計画で父兄の負担をなくしたい、そういう方向に進むのだとおつしやつたのですね、そうじゃないですか。

○千葉千代世君 が今おっしゃった言葉に、私は三十八

年度までに父兄負担を全部なくしてしまつといふ約束を申したようにおつしやいましたけれども、それは私は先ほどから申したことは、そういう具體

的三十八年度を期して全部父兄の負

担をなくしてしまるといふお約束を申し上げるわけじゃないので

○千葉千代世君 三十八年度を目途にして、この児童の

傷害の費用を国庫負担するという自信

と決意を持っておられることに対しまして心から敬意を表しますとともに、

○千葉千代世君 三十八年度までなくして、もつと早

中で将来全額が負担するという方向だという問題だとおっしゃつておられます。今おっしゃいました衆議院の方の御説明の中に、将来についてはまだこれから問題だとおっしゃつておられます。見通しは全然ないわけですか。その点、大臣、どうなんぞございましょうか。

○國務大臣(松田竹千代君) この学安会法は設置者の自由意思によつて児童の災害の場合に一定の金を給付するといふ建前であつて、その基本的な考え方といふものは、やはり児童の災害といふものを、できるだけ将来なくしていこうといふところにあると考へるわけであります。見通しは全然ないわけですか。

○政府委員(清水康平君) 管理下において発生いたしました疾病、負傷の問題につきましては、医療費を出すわけ

が、これは少なくとも第十八条の二にておられます。今おっしゃいました衆議院の方の御説明の中に、将来についてはまだこの道が一つもここに盛られておりません。その点非常に私問題だと思うわけですか。その点、大臣、どうなんぞございましょうか。

○國務大臣(松田竹千代君) 管理下において発生いたしました疾病、負傷の問題につきましては、医療費を出すわけ

が、これは少なくとも第十八条の二にておられます。今おっしゃいました衆議院の方の御説明の中に、将来についてはまだこの道が一つもここに盛られておりません。その点非常に私問題だと思うわけですか。

○國務大臣(松田竹千代君) これが明確にしておるようになります。なお、周長をお尋ねしたいのです。今まで将来全額が負担するという方向

が、これは少なくとも第十八条の二にておられます。今おっしゃいました衆議院の方の御説明の中に、将来についてはまだこの道が一つもここに盛られておりません。その点非常に私問題だと思うわけですか。

○國務大臣(松田竹千代君) これが明確にしておるようになります。なお、周長をお尋ねしたいのです。今まで将来全額が負担するという方向

が、これは少なくとも第十八条の二にておられます。今おっしゃいました衆議院の方の御説明の中に、将来についてはまだこの道が一つもここに盛られておりません。その点非常に私問題だと思うわけですか。

○國務大臣(松田竹千代君) これが明確にしておるようになります。なお、周長をお尋ねしたいのです。今まで将来全額が負担するという方向

くこれを実現していただくよう必要いたします。

○國務大臣(松田竹千代君) これが明確にしておるようになります。なお、周長をお尋ねしたいのです。今まで将来全額が負担するという方向

が、これは少なくとも第十八条の二にておられます。今おっしゃいました衆議院の方の御説明の中に、将来についてはまだこの道が一つもここに盛られておりません。その点非常に私問題だと思うわけですか。

○國務大臣(松田竹千代君) 少し時後乗りになつた二十六条の答弁だけに終わつて、安全会法についての質問に対する答弁はな

いきます。その出し方は健康保険法によるわけであります。それに

ようつて治療を促進するということをござります。

○國務大臣(松田竹千代君) これが明確にしておるようになります。なお、周長をお尋ねしたいのです。今まで将来全額が負担するという方向

が、これは少なくとも第十八条の二にておられます。今おっしゃいました衆議院の方の御説明の中に、将来についてはまだこの道が一つもここに盛られておりません。その点非常に私問題だと思うわけですか。

○國務大臣(松田竹千代君) これが明確にしておるようになります。なお、周長をお尋ねしたいのです。今まで将来全額が負担するという方向

が、これは少なくとも第十八条の二にておられます。今おっしゃいました衆議院の方の御説明の中に、将来についてはまだこの道が一つもここに盛られておりません。その点非常に私問題だと思うわけですか。



学連を作っている。こういうことに相なるのであります。全国の大学數はおよそ五百あるのであります。その学連はたしか六十万前後と、こう記生総數は十九万と踏んでいるのであります。そ  
ういうよりな組織的な勢力、組織を持つておりますが、その中で、この全学連に参加しておるのがおよそ百校余りであります。その構成員は約二十九万と踏んでいるのであります。そ  
ういうよりな組織的な勢力、組織を持つておりますが、その中で、この安保改定阻止の闘争において、最後までこの国会の庭の前にとどまつておりまして、ほかの労組の退出にもかかわらず最後までとどまつておつて、いかにも飛び上がつた轟烈な運動をしていります。そこで、私どもはその理由ないしは原因といふようなものについて次のように判断しているのであります。  
全学連の約二十九万ほどの組織の中には、大体共産党員ないし共産主義者と認めらるる者が二千人いる。大体二千人前後いる、こう考えられるのであります。それからその二千人を中心として三、四千人、多く見て五千人ぐらいのこれにきわめて同調する者がいる。さらにこれはいろいろの闘争において金属性的な闘争に参加した者とかいろんなことから見まして、さらにはその周囲におよそ二万前後の、いわばいまん中の指導を受けて喜んでこれと共に各種の実政的な闘争に出展している、そういう者がいるのであります。結局今申し上げたよろんな数の者が全学連といふその組織の名を借りて運動をする、その自余の二十二

六、七万に当たる学生の皆さん、私はそうその飛び上がった行動をすると、ということを日夜考へてゐるわけではない。まあ学生でありますからいろいろと若けの至りで各種の飛び上がった思想を持つ者もないではないであります。しかしそれらの者がすべて今のよくなことはない。やはり今申し上げたよりな数の者が全学連といふ名前を利用して、そしてその場にあってその組織を利用して、そしてその組織全体がある方向にどんどん引っぱつて行つてゐる、こういふよくな内容かと、こう考へてゐるのであります。

○野本品吉君 大体の數等はわかつたのですが、さらに私がお伺いいたしたいと思ふことは、公立大学それから私立大学に分けた場合に、これら全学連の諸君がどうなつてゐるか、この点。

○説明員(園之君) 学校数は国立が約五十五、公立が十、私立が三十五、これで大体白になりますが、大体こんなところで誤りがなかろうかと、こう考えます。

○野本品吉君 さらにそれをこまかくお伺いしたいわけですが、各学部別、たとえば法学部であるとか、あるいは文学部であるとか、あるいは芸術学部であるとか教育学部であるとか、この学部別に分けた数といふものは大体おわかりでしたらお伺いしたい。

○説明員(園之君) 全学連には、これは御承知かと思ひますが、学校の単位で加盟しているものと、そして学校内の各学部の自治会単位で加盟しているものと、この二様の形があるわけであります。それで、このおよそ百の学校の中などいろいろ学部が全学連に加盟し

と、学芸学部が、これはおおむね单科的なものであります。學芸学部が二十七、経済学部が三十五、それから教育学部が十八、文学部が十八、工学部が十、医学部が十九、農学部が十八、法学部が十一、教養学部が十五、それから理学部が十、まあこんなところが多いところで、あとは家政とか法経とかが二つか三つくらいの数字が出て参っているわけであります。こんなようであります。

○野本品吉君 そこでまあ、そういう学生の諸君が一つの組織的な活動をしておるということになるわけですが、一つの組織としていろいろな運動をし、活動をする場合には、やはり運動の基本になる組織の綱領といいますか、運動方針といいますか、そういうものが必ずあるだらうと私は思う。そこで全学連の諸君の行動綱領といいますか、活動綱領といふか、そういうものがこの際わかつておりましたらお伺いいたしたいと思います。

○説明員(國之君) 全学連につきましては、今日まで綱領的なものを作るという努力はあつたようであります。が、具体的な形となつてまだ現われておりません。しかし、規約がございまして、この規約の第二条、第三条というものが、この全学連の性格とそろしてどういう行動をするものであるかといふことをうかがうに十分足りるかと思うのであります。

御参考までにここで主要な部分を読み上げてみたいと思います。この規約第二条に「この連合は、日本学生の自主的な自治会の全国的单一連合組織であり、学生戦線を統一し、内外の民主

勢力と提携して次の目的を達成するため努力する。1、われわれは、恒久平和の実現のため國際緊張緩和と日本の完全独立のため闘う。2、われわれは、民主主義の擁護と学問の自由、学園の自治のため闘う。3、われわれは、民主的教育を擁護し、文化、科学の創造的發展のため、学生生活の向上のため闘う。」  
これが第二条であります。

次に第三条。「この連合は右の目的を達成するため、左の諸活動を行ふ。これらの活動は全国大会の決議にもとづき、中央執行委員会および中央委員会の指導の下にこの連合の各組織によって遂行される。1、基本方針にもとづき、大衆運動を開展する。2、学生戦線を統一し、国内諸民主勢力と提携する。3、国際学連のもとに、各団体組織と提携し、平和愛好諸国民との連帯を強める。4、内外情勢の分析、調査とその周知徹底。5、学生運動に關する情報、経験の交換。6、教育制度および学生生活に關する調査情報の蒐集とその交換。7、機関紙、誌報の蒐集とその交換。8、その他目的達成のため必要な諸活動を行う。」  
こういうことになつてゐるわけあります。

○野本品吉君 今ので大体まあ活動の綱領といいますか、規約のようなものはわかつたわけあります。その文字に表現されたことから見れば、大したことではないのであります。それが非常にわれわれから見れば、度も過ごした、あるいは矯激に見えるような運動にまで發展してきてるようになります。そこら辺のことは私はどうも

○説明員（関之君） この規則から見ますと、今の二条、三条を総括して考えてみますのに、内外情勢の分析調査をなし、そして国内の各民主勢力と提携して、そうして民主主義の擁護とか、こういう文化、科学の創造とか、こういう面で大衆運動を開拓すると、こういうような規定づけがありまして、それに基づいていろいろなことをするということに相なろかと思います。さてところで、しかばは具体的な今日の世界情勢、国際情勢、さらに国内外の諸問題の当面する問題について、やはりこの内外情勢の分析の目が向けられ、そしてそれを中心として各種の考え方を発展させて、そういうものを織り出してくると、こういうことに相なると思うのであります。そこで結局今日のこの対立した世界のもとにおきまして、学生が、世界情勢の網領に基づく、規約に基づく分析の仕方でありますするが、これは今申し上げたような党員三千、従いましてその周囲に三千、そしてさらにその周囲に二万前後の非常に元氣のいい飛び上がった学生諸君がいる。そしてその学生諸君がこの学生自治会、全学連、あるいはほか二、三の組織を作りまして、そしてその組織においてこれが当面の情勢分析を行なつてやつてみると、こういふことになるのであります。そこで結局それらの関心の焦点は現在の社会がいかなる変化、發展をするか、まあ端的に申しますと、マルクス・レーニン主義といふものをどういうふうに理

解し、これに対する信頼するかしないか、というような問題にずっとしばられてしまふのであります。そこで、そういうような観点からこの全学連を基礎として活動する学生諸君の考え方、本共産党的本部のコントロールに服するもの、そしてその他はコントロールに服さないもの、こう二つのグループに分けられます。一つは、これは代々木の日本共産党的本部のコントロールに服するものの考え方、大体革命的な戦略戦術は共産党的それと同一のこととに相なるわけであります。世界情勢の認識、現状分析あるいは日本国内のこの現状分析といふものがすべて共産党的やり方、考え方の指導、支配を受けています。従つて当面においては民主民族戦線の統一発展をばかり、そらして比較的柔軟な戦術によつて党勢力の拡充をはかると、こういうような考え方のものとともに運動を展開しておると、こうしたことになるわけであります。ところが、その反本部派と申しましようが、共産党的コントロールさえ受けつけない学生がいるわけであります。今この全学連の全体の比率から申しますと、これはなかなか複雑な問題であります。まして、結局代議員とかいろいろなところから見まして大体四〇%が代々木共産党的本部のコントロールに属する、あと六〇%はなかなか服さない、こういうことに相なると思います。昨年六月一日に、これは六・一事件として、共産党側でも手をやいた事件でありまするが、代々木本部が元気のいい学

生連中に一時占て黨の二、三のとられた大へんところから共産党反代々木派の学まじょうか、熊數十名の共産党うな強硬手段に中のコントローザけであります

。 拠されまして、そろ  
幹部もあやまり証文な  
問題があつた。その  
におきましてもがぜく  
生に対する統制とい  
度を強化いたしまして  
員を除名するというう  
まで訴えてこれらの連  
ルの強化に努めてい

おむね共産党ないしは国際共産主義及びこれに類する諸団体と同一歩調の規定づけでありまするが、やはりそういうよりな規定づけのもとにより一そうち力強い、そして実力に訴えてまでこれは阻止すると、われわれはその先端に立つてこの運動を盛り上げるのだ。こういふような考え方方が今申し上げました反代々木派の学生の指導者の中にあり、そういうような考え方方がおのず

先鋭化しておる諸君によつて占められておるのじやないかといふに想像するわけなんですが、その点をお伺いしておるわけです。

○野本品吉君　そこで、そういうことになつて参りますといふと、特に執行

多くは、就職の勉強であるとか、試験の勉強であるとか、あるいはその他のことにつかずらつて、それらのまるで職業的な活動に相対して立ち上がりまして、これに反対運動をするというよろこびなどこれまで、どうもまだ盛り上がってはおらずようですが、常識的にはまことにお言葉通りと私は考えております。

生連中に一時占領されまして、そろそろ記念式典もあやまり証文もあらねど大へんな問題があつた。そのころから共産党におきましてはがぜん反対派の学生に対する統制といましようか、態度を強化いたしまして數十名の共産党員を除名するというような強硬手段にまで訴えてこれらの連中のコントロールの強化に努めています。

そこで約六〇%と踏まれまするが、その連中の考え方はどういうところにあるかという問題があるわけであります。その考え方は、結局現在の、たゞえば共産党のやり方は要するにないまるでない、そういうことでは革命なんかない、われわれは今日の独占資本といしはアメリカの帝国主義との対決においてもう少しからだを張つて、そして実力行動に訴えてまでやらなければならぬのじやないか、こういう考え方、結局その実力行動に訴えていニュアンスにおいて一段と共に党より現在強い、こういうよろなところに相なるのでござります。それらの方方がすべての問題の考え方に入りこんくるのでありますて、昨年来の実は撃闘争におきましてもこの考え方方が出て参り、各地区の勧善闘争の中に參りし、みずからその先端を買って出て、こうしてきわめて激越な行動をとる、この考え方の延長として警職法の反対運動、さらには今度の安保闘争の問題と發展して参つたのであります。そこまでまた、安保改定の問題につきましてはこれは大体のところは、それが日本復活しつつある軍国主義ないしは占資本主義とアメリカとの軍事同盟であるというような規定づけ、これは

おむね共産党ないしは国際共産主義及びこれに類する諸団体と同一歩調の規定づけでありまするが、やはりそういうような規定づけのもとにより、そう力強い、そして実力に訴えてまでこれは阻止すると、われわれはその先端からこのような運動を盛り上げるのに立つてこの運動を盛り上げるのだから、こういうような考え方方が今申し上げまるものである。こういうふうに考えておるわけであります。

○野本品吉君 今のお話によりますと、いと、まあ全学連の諸君のうち、特に六〇%に近い、反代々木派といふ言葉を使われましたが、それらの諸君がいろいろな学生運動の中心勢力と申しますか、指導勢力になつておる、云々、いうことでござりますか。

○説明員(闘之君) そういうことであります。

○野本品吉君 それではそれらの者が中心勢力、指導勢力になつておるということになれば、現在の全学連の組織における執行部その他もまたそういう人たちによつて構成されておるのではないかと、まあ想像されるわけですが、この点についてはどういうことになつておりますか。

○説明員(闘之君) 執行部は執行委員約三十人をもつて構成されておるわけでありまするが、私どもの調査によりますと、その大部は共産党員ないしこれに準ずる共産主義信奉者である、こういうふうに判断されるわけであります。

○野本品吉君 私がお伺いしたのは、その執行部の三十名といふものが一部

先鋭化しておる諸君によつて占められ  
ておるのじやないかといふに想像  
するわけなんですが、その点をお伺い  
しておるわけです。

○説明員(関之君) お尋ねの点、それ  
らの三十名はやはり先鋭化した意識を  
持つた学生たちである、こういうわけ  
であります。

○野本品吉君 そこで、そういうこと  
になつて参りますと、特に執行  
部の諸君によつて、中央執行委員会に  
おける決定に基づいて全国の傘下の学  
生諸君がいわば引きずり回される、き  
わめて少數な者によつて全學生といふ  
ものが動かされておるということに考  
えてよろしいですか、その点はどうぞ  
です。

○説明員(関之君) 全學連の總數と、  
そうしてその中における今申し上げた  
ような數の比例からいいますと、やは  
りきわめて少數な先鋭分子によつて  
二十九万の全体が利用されて動かされ  
ておる、こういふには相なると思  
うのであります。

○野本品吉君 そういうことになりま  
すと、一般の学生の諸君の良識といふ  
ものは、そういう少數の者に全国の多  
数の学生が動かされておるということ  
の事實を認識した場合には、それらの  
者に動かさるべきでないという批判的  
勢力といふものも当然あるべきだとい  
うふうに考えられるのですが、その卓  
はどうですか。

○説明員(関之君) その点につきま  
では、お言葉通り、やはり批判勢力と  
いおうか、全學連の幹部ないしは中心  
的な積極活動家の行動に対しても、非  
常に批判的であるようあります。と  
ころが、学生の一般、良識ある学生の

多くは、就職の勉強であるとか、試験のこととか、かずらつて、それらのまるで職業的な活動に相対して立ち上がり反対運動をするといふことはまだ盛り立たないところでは、どうもまだ盛り立たないところではおらぬようですが、常識的にはまことにお言葉通りと私は考えております。

○豊瀬慎一君 関連して。野本さんの前段の質問にあつたCPまたはこれに類似するものが、三十人の執行部の大多数を占め、そしてあなたの言葉によると、その者たちによって全学連三十九万が動かされ、利用されている、この答弁の具体的な内容を明らかにしてもらいたいとともに、二十九万が三人によって動かされ、利用されていて、といふあなたの答弁と、今言われた三十人の、あなたの言葉によると、過激、先鋭的な分子に対する批判勢力が出でるといふこととの関連を明確にしていただきたい。

○説明員(奥之君) 三十人だけですべてを動かしておるというようなお尋ねでござりますれば、それは私の今までの御説明はそとはなっていいわけですが、執行部が三十人ございまして、そして、そうしてその中の大部分は、共産主義者ではないしは共産党員、それを主心にして、全体で約三千人くらいの党員がおる。その周辺に約三、四千人なり、そしてその周辺に二万人はあります。こういうのが大体全学連の方向を決定する人の構成の段階的なものになります。そこで、私は、そういうものによって動かされておる、別に二十人だけ引きずり回すといふことじやないわけです。

それから、そういうふうなことをやると、いうことになると、やはり全学連全体の一つの問題に相なるわけでございまして、その意味において全学連が動かされているというふうなこともいえるであろうと思うのです。この反対側の批判勢力といふものでありまするが、これも今全学連の幹部の指導ぶりに、行動をもつて反対するということまでの立ち上がりがなければ、やはりそれは見送るという――やかましい問題だからわれわれは見送るというふうなことであって、その程度に反対勢力はとどまっているというのがおむねの状況であるというふうに考えられるのであります。そういう意味で申し上げた次第であります。

○豊瀬慎一君 せつかく野本さんが質問しておられるのに、途中から関連して聞いておるんですから、答弁者は、もう少し私の質問を的確にとらえて答えていただきたい。僕がお聞きしているのは、あなたが今附加説明した意味において、二十九万が動かされておるという内容と、それから利用されておるという内容と、それから批判勢力が出ておるというあなたの説明の内容の関連性を聞いておるんです。答弁にわかりやすくするために、簡単に言いますが、僕の常識では動かされておるというのは、あなたの言つた中心勢力、それを附録する二万程度の共闘体制による勢力、これらの方によつて、二十九方がその方針のもとに統一行動をした場合に、動かされておるという言葉は適当ではないと思う。その点を前段の

説明の際に、あなたは、全学連の組織の名をかりてこれを利用しておる。この中核グループ、附続グループをどういう表現をしたんだですが、そのところの関係が、今答弁では少しも関連がないので、もう一度その三つの関係を簡単でいいですから、的確に説明して下さい。

○説明員(闇之君) 私の申し上げましたのは、大筋の問題といたしましては、たとえば、全学連の中央においてある行動をしようということになりますと、それに出てきて参加する、これが動かされた——具体的には動いておることになりますからして、動かされたということに相なると思います。従つて、その自余の批判で、感心しない、それに関心を持たず、出るところへも出ない、というような人たち、そういう人々が多からうと思います。そこで、それらの人々は、なるほどそれは動かされていない、ですから、言葉の意味からいえば、二十九万が動かされているといふのは、あるいは当を得なかつたかもしませんが、ただ申し上げたいのは、二十九万という全学連の(豊瀬)君「その関連を明確に」と述べる組織がありまして、その組織の名において行なつてはいるといふうになると、あれは全学連だといふようになります。これは全学連だといふようになり一般の評価がそこに出て参りますからして、そこに、言葉はあるいは相当ではないかもしれませんのがやはり全学連全体をそういう考え方で動かしておるというようなことがいえるのではなくかろうか、こう私は思うのであります。

○説明員(関之君) これはいろいろ今まで申し上げましたから、それの中から一つ御想像、御類推をいただきたい、こう思るのであります。

○野本品吉君 次にお伺いしたいと思いますことは、やはり一つの組織として活動し、運動を進める上においては、どういう組織でも、組織の拡大あるいは組織の強化に向かって努力する、これはあたりまえのことだと思うのです。

そこで、次にお伺いしたいと思いますことは、私どもは今まで全学連の運動といふものは、大体において、大学の学生の段階においてこれが行なわれておるものというふうに一応考えておつたのです。ところが最近、聞くところによりますと、それが大学の学生段階だけでなく、さらに、高等学校の段階に全学連の諸君の運動の手が伸びつつあるということを聞いておるのですが、かような事実についてどうお考えになりますか。

○説明員(関之君) 全学連自体の組織といったしますれば、これは、現在は全部大学に限られておるよりであります。かつては二、三の高校も入っていましたといふことがあるようであります。が、現在においては、全部大学に限られておる、こういう状況であります。

ところで、高校生の方の運動、いわば学生運動といふものが、京都であるとか、あるいは高知であるとかいうような方面にかなり激しく出ておりますが、そこらと、全学連にて学生運動を指揮する学生との関係の問題であります。これは大体次のようなことがあります。それが、これは大体次のように相なつておると思うのであります。全学連の中に、中と申しましょうか、こ

の中心的努力となつて、この方を活動か  
している人々が、社会主义学生同盟、  
これは反戦学生同盟といふものの発展、  
したものでございますが、社会主义学生  
生同盟といふ組織を作つてゐるも  
けでございます。その总数は、およそ  
千七、八百、最近は少し減つてゐるよ  
うに思うのですが、そういうもの  
のがあるわけであります。で、これは  
いわば、その学生の中でもきわめて意識  
の高い分子の結集体であります。こ  
れは、そういうものを結集して、そろ  
して学生運動全体の作戦を立て、そ  
うしてこれを動かしていこうといふよ  
うなのが、さわめて意識の高い学生  
中の結集になるわけであります。そ  
の中の党员は約一千名、こういふふうに  
に考えます。その社会主义学生同盟だ  
どが高校の分野に触手を伸ばして、そ  
うしてそこに支部の結成を昨年あたり  
から企ててきている。これは昨年の勧  
評闘争などを転機といたしまして、こ  
の学生のかなり広範囲の全国的な一つ  
の連絡協議会のようなものも生まれま  
して、そちらで勧評闘争などあるいは  
原水爆反対といふような問題につい  
て、かなり広範の横の連絡組織ができ  
て参りました。そこで現在社学同の支  
部を持つてゐる高校が全国でおよそ二  
十余りあるわけであります。東京にお  
きましては、日比谷、新宿とかの有名  
校を中心として東京が最も多く、地方大  
の民主青年同盟などもこの高校分野に  
何とかして支部を作りたい、連絡をつ  
けたいというわけで、その方向に触手を  
伸ばして、その高校の組織化とい

う問題に昨年あたりから乗り出しきっているのであります。それらの動きがありまして、大学程度の学生の運動がさらに高校の分野に波及しつつあるというものが、昨年から今までの段階なのであります。そこで、この分野はまだ大いに運動がスタートした、一年半なり二年たったところでありますからして、もう少しこの方面は今後問題となる可能性があるというふうに判断いたしているのであります。

○岩間正男君 関連して、党員、党员と言つてはいるが、これは共産党员のことなのか、はつきりしてもらいたい。

自民党員もあれば、社会党員もある。党員、党员というのは、あんただちの用語かもしませんが……。

それから、今の社学同の中に党員が一千名あるといふようなことを言つてゐるが、社学同の運動方針といふようなもの、これに対して共産党がいろいろの批判を加えているわけだ。あんたたちそれを知つていなければ職務怠慢になるわけだな。それはそこにあらうと思うが、その点正確にしてもらいたい。その中に党員が一千名いるといふのは、どういう根拠なのか、それを聞きたい。都合のいいときだけ党員といふのは困るぞ。

○説明員(関之君) 党員と申しますのは、話の筋から共産党員であるといふことを申し上げる言葉を簡略する意味において申し上げたので、他意はございません。党員はすべて共産党員であります。御理解いただきたい。

第二の、千名の党員でありますのが、これは私の方の調査によつて、そのような党員のいる疑いがある、こういうことに相なるわけであります。

次に、今社学同の、これは岩国先生などは十分に御承知を思ひまするが、念のためにここで御披露申し上げたいと思ひます。これはまず日本反戦学生同盟自体のことはおきまして、一九五八年ですから、昨年の五月二十五日に反戦学生同盟から、日本社会主義学生同盟というものを発展解消いたしまして、そのときの綱領、規約といふものがあるわけであります。だいぶ長いものでありまするが、おもな点だけ若干申し上げてみたいと思うのであります。綱領には「偉大な時代が切り折かれつゝある。人間労働の巨大な蓄積が、今や人類の生活圈の宇宙空間への拡大を可能ならしめる生産力の発展を生み出し、人間の自然征服とその自由な発展の未来に限りない展望を開いている。労働者階級の解放運動の発展が、広大な社会主義國を作り出し、人間の人間による搾取と、貧困と屈辱との地上からの一掃の時を日一日と近づけている。」といふ書き出しのもとに、いろいろいわゆる第二次大戦以来の歴史の発展というものをたどつて、そろそろして終わりの方にいきまして、「日本社会主義学生同盟は、社会主義の権威の全世界的な拡大と、学生運動の力量の増大という条件の上に立つて、この日本反戦学生同盟の革命的な伝統をうけつぐものである。日本社会主義学生同盟は、学生運動の活動家を社会主義の旗の下に結集し、学生運動を更に発展させ、それを労働者階級の解放運動と結びつけ、全世界の人民と共に社会主義の実現をかちとることを目的とする。」これが同盟の目的と相なるのであります。

「日本社会主義学生同盟は、すべての社会主義を指向する学生を、その哲學的、思想的立場の如何にかかららず結集し、その内部討論に於て、社会主義の諸理論を研究し、その民主的討論に基いて行動して行くことを性格とする。」というような前文を置いて、そろそろして七項目にわたるこの綱領といふようなものを掲げ、十八の規約を持つておるわけであります。

それで、その綱領のおもなものを申し上げてみますと、

一  
繩

一、我々は戦争と搾取と抑圧の原因である帝国主義に反対し、労働者階級の解放の闘いを支持し、日本と世界に於る社会主義の実現のために闘う。

二、我々は全世界の労働者階級を中心とする人民の解放闘争を支持し、これを固く團結してその發展のために闘う。

三、我々は帝国主義の戦争と搾取と抑圧の政策に反対する人民の反戻・民主的権利擁護・生活擁護の闘いを支持し、その發展のために闘う。」

わけであります。

○岩間正男君 もう一つだけ。あなたはさつき反代々木派といふやうな言葉を使われましたね。その学生たちは、共産党的やつていることはなまぬるい、それで独占資本とアメリカ帝国主義に対決し、戦わなければならぬ、からだを張つて実力行使をしなければならぬ、こういうような考え方の人が、社会科学の中心幹部だ、こういうふうに関連づけて言わたったのですが、その点はようござりますか、それで……。

○岩間正男君 そうしますと、これはあなたも一般的な書類だけで見ておられるのだが、公安調査庁というのは、もちろん内容的にも私は研究をしなければならないと思うのだが、どこが違うのですか。たとえば共産黨の綱領と、それからあなたの言われた、今言つた、いわゆる反代々木派という連中の大きな違いはどこです。あなたたちなんて十九歳の違いはわからない。一般的な何が違つてやつてている。實際やつてている、主張している、それから行動してはいるその面で、非常に違つところがあるから、その点あなたはどういうふうにつかんでいるか。

国家の税金で養なわれておるのだから、その職員がどういうことをやつておるのだかということをわれわれは確にするのが、本委員会の任務でもある、国會議員として……。従つて聞いておく。どうです。

○説明員(閔之君) そらい革命論争になりました大へんどうも恐縮であります。あるいはこういうところでこいつことを申し上げるのは適當でないかと私は思います。さりながら御質問でござりますから申し上げてみたい。

社会主義革命にいきなり入るといふことは習っていません。革命の段階論です。はつきりしているところがトロツキストといわれる通には社会主義革命を指向する。いきなりそういう条件の中で、従つていろいろな平和的勢力、その他中小企業、あるいは民族資本、こういうような人たちとも力を合わせて日本の独立を全うする、それから日本の平和を守る、そういうような革命の段階については、これは肯定しない。ここがところ是最も明白です。従つて、たとえばフルシチヨフ、ある

結局、そのトロツキストとして非難され、その根本は、革命の運び方につけ、共産党的な例の人民民主革命から社会主義、社会主義から共産主義革命へと、その移行の過程において彼ら、違った考え方を持つてゐるといふところが私は根本的な違いに相なると思ふます。

かに違つております。その中で、し  
し、今の現実の中で非常に重要なのは  
統一戦線を認めるか認めないか、こ  
うところが非常に重要な問題だと  
う。あなたはさつき統一民主戦線と  
いますが、これは違います。共産党  
民族民主統一戦線という言葉を使い、  
したけれども、厳密な意味では、民  
統一戦線、これはあなた不勉強だと  
う。それは別として、統一戦線を認

社会主義革命にいきなり入るといふことは習っていません。革命の段階論です。はつきりしている。ところがトロッキストといわれる連中は社会主義革命を指向する。いきなりそらいう条件の中でも、従つていろいろな平和的勢力、その他中小企業あるいは民族資本、こういうよろくなたちとも力を合わせて日本の独立を全うする、それから日本を守る。そういうよりな革命の段階については、これは肯定しない。ここのことろは最も明白です。従つて、たとえばフルシチヨフ、あるいは毛沢東、こういう者はこれは右翼、ひより見主義だと書うのですね。こういう者は非常にダラ幹だと、こういうふうに言つてゐる。この点に違ないが……あなたは明確に述べなければ、この社学同諸君の抱いてゐる思想といふものをこの委員会で明らかにするということにはならないと思う。この中に共産党員が右名いるということを言つてゐるのだけれども、あなたたちの調査ではそなつてゐるけれども、これは非常に共産黨の綱領とは、ことのところで基本的に対決している問題なんです。この点どうですか。あなたどういうふうに調べられたか、私のこと、言つた通りかどうか。アカハタをよく勉強されているのだから、その点よくお伺いしたい。

○岩間正男君 そのあと、そのとこ  
ろが大切ですよ。

○説明員(関之君) 人民民主主義革命  
を認めないという立場に立てば、統一  
戦線については非常に違った考え方  
が出てくるのは当然のことであろうと思  
います。

○野本品吉君 そこで、高等学校の生  
徒への影響の手が伸びて、すでに一両  
年の間に二十校以上のものがこれに參  
加するようになつた。この傾向は、あ  
の人たちの情熱的な運動を考えますと  
いうと、今後とも相当伸びていく可能  
性があるというふうに私は想像する。  
まあその人たちの立場に立つて私が考  
えると、高等学校にそういう手を伸ば  
していくといふことは、やがて高等学  
校の子供といふものは大学へ上がる  
こと、そうするといふと、大学へ上がっ  
てからそれらの人たちの陣営の予備校  
になつてくる。こういう見方が一応で  
きる。従つて、高等学校の今後の  
問題につきましても、いろいろと教  
育といふ面から考えさせられる問題が  
あるわけですが、今私が申しました高  
等学校への運動の手がさらに拡大され  
て、私の申しましたような結果が、意  
図的であるとにかくわざと起  
こつくるのではないかという私の心  
配に対しての御感想を一つ。

○説明員(関之君) まことにお話を通  
じて、そうして同じような運動の貯水  
池、供給源となるといふそれは十分  
にあることと思うのであります。

○野本品吉君 そして問題を別の問題  
に移しまして、先ほど私は各学校別に

この組織に加盟しておる学校の数を  
伺つたのであります。そこで、特に  
私の関心をひきました問題は、学芸学  
部、これは少なくもわれわれの考える  
ところでは一般的には教員養成の学校  
であると考えられておるわけです。そ  
れから教育学部、これもまたそれに類  
似のものと見て間違いないと思いま  
す。そうすると、百校のうち学芸学部  
の数と教育学部の数を合わせますと、い  
うと四十五校、約半数になつておる。

将来に對して関心を持つものといたし  
ましては見落とすわけにいかない。輕  
視するわけにいかない。この点につい  
ては、大臣も今までいろいろとそこで  
お聞き下すつておつたのでありますか  
御所見を伺いたい。

○国務大臣(松田竹子代君) 学芸学部  
並びに教育大学に最も多數の金学連の  
先鋒分子と申しますか、そういう人々  
がおるということに対しても、私は驚  
きとともに非常に将来の日本の教育の  
ために憂慮にたえないと、かように考  
えております。

○野本品吉君 私も大臣のおつしやる  
通りであります。こういうところか  
らわれわれが絶えず念願しております  
が、それと並びまして学生の厚生補  
導を担当いたしますために、厚生補導  
に関する部といふものが各大學に置か  
れております。國立大學におきまして  
は、國立學校設置法施行規則におきま  
して、その内部規則を定めておるわけ  
であります。在来公私立大學におきま  
しても、大体同様に、学生部あるいは  
学生補導厚生部といったよろなものが  
置かれておるわけございまして、こ  
こで学生の厚生補導、あるいはいわゆ  
る課外活動、自治活動等につきまして  
も、管理と指導とをやっておると、こ  
れが実情であります。

そこで、時間が大へんちましたか  
ら、主として大学の関係のこととに移り  
たいと思いますが、大学の自治、ある  
いは学内における学生自治の問題は、  
相当な教養を身につけ、まじめに勉強  
しておる学生諸君の問題といたしまし  
ては、学生の自治といふものはできる

だけ健全な形において育成していかな  
ければならぬ、こういうふうに考えて  
おります。しかしながら、自治を尊重  
するからといって、これを放任し  
ておいてよいということではないと思  
います。なすがままにまかせておいて  
よいということではないと思う。その  
ためにこそ各大学には主として大学の  
学生の生活指導をすることを担当して  
おります教授、あるいは教官があると  
思ふ。そこで、文部省にお伺いしたい  
のであります。現在大学における学  
生補導機構、学生補導の組織、それは  
どういう形において行なわれておるか  
をここでお伺いしたい。

○説明員(緒方信一君) 大学の内部組  
織といつしまして、会計、庶務等を扱  
います事務局があるわけであります  
が、それと並びまして学生の厚生補  
導を担当いたしますために、厚生補導  
の大学生を相手にいたしまして、この  
組織だけで完璧を期するといふこと  
は、これはとうていむずかしいことで  
ござりますけれども、しかし、多數  
の大学生を相手にいたしまして、この  
組織だけで完璧を期するといふこと  
は、これはとうていむずかしいことで  
ござります。これは、厚生補導の事務  
に申しまして、まだ整わない部面が非  
常に多いわけでございまして、実はこ  
れは、学生の厚生補導全体の問題につ  
きましていろいろ問題がござりますの  
で、一昨年でございましたか、文部省  
に学徒厚生審議会といふ審議会を作り  
まして、この審議会に文部省は学生厚  
生補導の全体の問題につきまして検討  
をしてもらつております。その審議会  
には、各方面の学識経験者を網羅いた  
しまして、相当長い年月をかけまし

いは課外活動の指導を担当されておる  
といいますが、やはり、大学の学生で  
あると考えられておるわけです。そ  
の補導組織といふものが及んでおらぬ  
のですか。

○説明員(緒方信一君) 厚生補導の内  
容といつしましては、これはいろいろ  
な問題があるわけであります。いわ  
ゆる生活指導と申しますか、学生生活  
の改善向上といたしまして、もちろん  
その補導組織といふものが及んでおら  
ぬのですか。

○説明員(緒方信一君) 厚生補導の内  
容といつしましては、これはいろいろ  
な問題があるわけであります。いわ  
ゆる生活指導と申しますか、学生生活  
の改善向上といたしまして、もちろん  
その補導組織といふものが及んでおら  
ぬのですか。

○野本品吉君 その各大学にあります  
補導委員会といつたようなものと文部  
省との連絡と申しますか、それはどう  
いう形において行なわれていますか。  
教授の中から補導責任者をきめて、広  
くこの補導をやつておるというのが実  
情でございます。

○野本品吉君 その各大学にあります  
補導委員会といつたようなものと文部  
省との連絡と申しますか、それはどう  
いう形において行なわれていますか。  
教授の中から補導責任者をきめて、広  
くこの補導をやつておるというのが実  
情でございます。

○説明員(緒方信一君) お話をござ  
います。たゞお話をございましたよ  
うな事あるごとに打ち合わせをして  
この仕事の推進をはかつておるとい  
うことでござります。たゞお話をござ  
いました。いわゆる学生の教室におきま  
してやつておるわけでござります。た  
とえば健康管理の問題とか、あるいは  
学生の就職の問題とか、そのほかいろ  
いろな学生の文化的な行事とか、体育  
行事とか、こういうようなものを含め  
ます。たゞお話をございましたよ  
うな事あるごとに打ち合わせをして  
この仕事の推進をはかつておるとい  
うことでござります。

○野本品吉君 おやりになり、お進めになつておられ  
るというのですが、率直に申しまし  
て、また文部省の方々が正直にいつ  
て、この補導機構、補導組織といふも  
のは遺憾なく、その機能を發揮してお  
るかどうかといふことに対する文部省の  
所見はいかがですか。

○説明員(緒方信一君) これは、率直  
に申しまして、まだ整わない部面が非  
常に多いわけでございまして、実はこ  
れは、学生の厚生補導全体の問題につ  
きましていろいろ問題がござりますの  
で、一昨年でございましたか、文部省  
に学徒厚生審議会といふ審議会を作り  
まして、この審議会に文部省は学生厚  
生補導の全体の問題につきまして検討  
をしてもらつております。その審議会  
には、各方面の学識経験者を網羅いた  
しまして、相当長い年月をかけまし

て、いろいろな専門的な研究をしてもらっています。ただいま私が申し上げましたように、学生の指導をとることには、やはり学生の教育に当たる教授が、その教育の課程を通じて学生をしっかりと把握していく、学問を通していくところが非常に大事だと思うわけでございますけれども、大学の段階になりますと、どうしても学問の研究ということに重点が置かれまして、間々いたしますと、今申しましたような面が疎かされやすいのであります。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、大学でいろいろ工夫はいたしておりますけれども、補導委員会等を作りまして工夫はいたしておりますが、しかし、なかなかいろいろ工夫はいたしておらず、この学部組織にいたしましても、この学部長あるいは課長に適任者を得がたいということもあります。これは、厚生補導といふ仕事は一つは管理的な事務面でございますけれども、しかし、今申しますように、教育的な性格の仕事も非常にたくさんありますので、そういう適格者を得るということ非常に必要であります。そういう観点からいたしまして、教授が兼任でこれまでに当たつておるというところもたくさんありますけれども、教授はまたかたわら研究を持っておりますし、本来の教育の仕事もございますので、この厚生補導の仕事にそういう人が専心打ち込めないというような状態でござります。

ざいます。そういう意味で、学生厚生課の補導の学内におきます組織を再検討するという問題が残つておるわけでござります。まして、これは私ども、職制につきまして、あるいは予算面等につきましても、検討を続けておる次第でございます。

○野本品吉君 私どものところへは、大学に子供を送つておる父兄が相当多く来るわけであります。そうして、何と申しますか、父兄が期待しておるよくな、望んでおるような方向とおよそ違つた方向に子供が伸びていくことを非常に嘆かれる向きがあるわけであります。これが、大学の先生といふども、研究あるいは教授ということだけに自分の仕事の限界をきめて、そちらで生徒の生活の全体を指導する——父兄から託されておる、あるいは期待されておる、学生の将来を諒らしめないようについたよりな配意についての熱意あるいは努力といふものがもつとほしいということを、私も父兄等の家庭を通し、あるいは実際に幾つかの例を通して感じておるわけなのでございます。従つて、研究だけが学者の使命ではなくて、そこで学んでおる生徒の生活についてもう少し頭を置いていただきたいということを、私は日ごろ希望しておるわけなのであります。たゞいまお話を伺りますと、学生の補導の問題につきましては、十分の研究を遂げられ、また万全の体制を整えられて、一つには父兄の期待にそむかぬ検討中といたすことありますから、ぜひこの点につきましては、十分の研究

ういうことについて遺憾のないようにしていただきたいということを特に希望申し上げます。

持でこの問題に対処して参りたいと思います。

があるのであって、そういう線から言えば、全学連から学芸学部の生徒を脱退せしめるのが正しいのだという結論

10 of 10

て、いろいろな専門的な研究をしても  
らつておりますが、その際に現状を反  
省し批判を受けました点につきまして  
も、非常にたくさんの方の問題が摘出され  
ております。ただいま私が申し上げま  
したように、学生の指導といふこと  
は、やはり学生の教育に当たる教授  
が、そつ教育の果星を重んじて学生を

さいます。そういう意味で、学生厚生課の補導の学内におきまして組織を再検討するといふ問題が残つておるわけでございまして、これは私ども、職制につきましても、あるいは予算面等につきましても、検討を続けておる次第でござります。

ういうことについて遺憾のないようになっていただきたいということを特に希望申し上げます。

最後に私は、先ほどから伺つておることでありますけれども、今度の問題に関連しました全学連の問題を通して考えますときに、先ほどもお伺いしたところのうえまするところ、教育省が、

持でこの問題に対処して参りたいと思  
います。

があるのであつて、そういう線から言え  
ば、全学連から学芸学部の生徒を脅  
迫せしめるのが正しいのだという結論  
が出てきますよ。そんなことをすれば  
学生の自治組織は崩壊する、そういう  
ふうに受け取れる、私は受け取つた。  
**(野本晶雪君)**違う、違う」と述べる  
なつ文部大臣からまづきり言つてもら

Digitized by srujanika@gmail.com

ういうことについて遺憾のないようになります。  
最後に私は、先ほどから伺つておることでありますけれども、今度の問題に関連しました全学連の問題を通して考えますときに、先ほどもお伺いしたのでありますするけれども、教育学部、学芸学部にこれに加盟しておる者が最も教多く占めておるというこの事実、それから、高等學校のまだやわらかい頭の持主、ちょっと話しかけられれば、呼びかけられれば、もう白にも黒にもどちらにでも動いてしまう。その子供への影響、これらは問題は、日本の現在及び将来の教育の問題として、まことにゆゆしい問題だと思うので、当局においても十分この点について思ひをいたされたいと思う。ここで私は質問を終りますが、最後に、これらの点について文部大臣に重ねて御所信のほどをお伺いしておきたい。

持でこの問題に対処して参りたいと思つてゐます。

○荒木正三郎君　関連して、野本委員長の質問並びに文部大臣の意見を聞いて、若干、ふに落ちない点もあるわけですね。学芸学部の部として全学連に多く數入つておる、これは非常に危険だとお考へになつておる。だから教育の自立性が崩壊云々、こういうところまで発展するような内容を持つた質問をしておられるわけです。これは私は全くふに落ちないのであります。全学連は学生自治組織ですから、これはみんなが入つて、これを民主的に運営していく。入るということが何で悪いのですか。当然学生の自治組織ですから、入つていくべきです。これは学部としてたくさん入つていよいのじゃないか。問題は、その組織された学生の行動が行き過ぎがあるのかどうか、法の規制を行き過ぎがあるのかどうか、法の規制を乗り越えてまでその行動が行き過ぎておるのかどうか、そこに問題があるのであって、この組織に入っているから、学芸学部が相当入つておるから非常に憂慮にたえない、こういうふうに直結させてしまふと、これは非常に危険な考え方であると思う。大臣もそれを同意である、こういふふうに言つておられるることは私はふに落ちない。その点どうですか、文部大臣。私は全学連の組織に、学生の自立性に入るということについて教育の自立性を崩壊せしめるといふような、あるいは憂慮にたえないと、うそうううう結論を持つていくべきではない。むろその入つておる学生がどういふ行動をしているか、行き過ぎた行動に對しては批判をしなければならない、是正をしなければならない、そこに問題

があるのであつて、そういう線から責任を負ふべきである。学生の自治組織は崩壊する、そういうふうに受け取れる、私は受け取つた。(野本品吉君「違う、違う」と述べ達うなら文部大臣からはつきり言つてもらいたい。

○國務大臣(松田竹千代君) 学生が個人として、あるいは自治会に団体として入るということを何も排撃しておるわけではありません。ただ、入つて、そして煽惑な行動に移つて、たとえば二十七日も四千数百名の学生がデモに参加したというようなことを見ますにつけて、多くの学生がこの全学連などに加盟しておるということを考えると、それに比例して、やはりそらした不法行為に参加したものも自然に多かるらというところから申し上げたわけなのであります。

○荒木正三郎君 大臣が再説明して、そういう形で自治組織に入るといふことに反対しているのではない、とにかく行動について批判すべきものがある。その言葉では私はいいと思うのですよ。そうしないと、今後、何か自治組織からはずしていくという考え方があつて言つておられるのじゃないかというふうに感じたのですから、私は言つておるわけです。

もう一つは、文部省の総務局長は学生の補導について、その組織、機構等について再検討すると言つて、予算の点も考へている、いろいろなことがあります、それは学生の指導が十分でないのと、なお充実するようにしたいという趣旨においては、それはけつこうで

For more information about the study, please contact Dr. John D. Cawley at (609) 258-4626 or via email at [jdcawley@princeton.edu](mailto:jdcawley@princeton.edu).

す。しかし、これは先ほどの質疑と関連をして、いわゆる行き過ぎた考え方を持つということになれば、これはまた非常に問題になると思ひのですが、どうなことを内容として検討しておられますか、言つて下さい。

○説明員（緒方信一君） 学生の厚生補導、これが大事であることは何人も異論がないと思います。特に新制大学におきましては、これは学制改革によりまして学生の年令もずっと若くなっています。旧制におきましては高等専門学校を経て大学に来ております。高等専門学校の段階におきまして、相当学生の補導教育というものが徹底して行なわれております。ところが今の大学におきましては、それが十分に行つておらないと思うのであります。新制大学の一つの大きな使命は、やはり学生の研究面のみならず、人間的な修養、人間形成につきまして教育を施していくことが非常に大きくな意義があると思うわけであります。これが必ずしも十分にされていないといふことを先ほどお答え申し上げましたので、私はこのために大急に確立すべきものだと、かように考へるわけであります。先ほど申し上げましたように、これは各界の専門家によつて構成しました審議会におきましても、それを文部大臣に答申をいたしているわけであります。その答申の線に従つて、私どもはこの整備をはかつてきたい、かよなことを考へてゐるわけであります。

○説明員(緒方信一君) 具体的な内容  
いたしましては、これは申し上げて  
おりますけれども、学生厚生補導部と  
いうようなものがござりますけれど  
も、これが必ずしも専門の職として確  
立していない。教官が兼務でやってお  
る学生部長もありますするし、それから  
あるいは事務官がこれをやっておると  
ころもございます。それらをもう少し  
専門的に学生の厚生補導に当たられる  
ような職制を作つていくということが  
必要じゃないか、これが一つの問題に  
なつておるわけであります。それをど  
ういうふうに具体的に組織していくか  
ということは、なおまだ研究の段階で  
あります。それからまた、厚生補導に  
当たる人の資質を高めるために、研修  
会、講習会等をやっていくという問題  
も一つございます。それからなおその  
ほかに、これは物的な面におきまして  
も、学生のいろいろなめんどくさを見  
る、学内生活の環境を整備していくた  
めに、あるいは学生会館を建ててい  
く、あるいは寄宿舎を整備していく、  
あるいは学生の健康管理のための施設  
を十分にしていく、こういうふうな問  
題もあるうかと思います。これらを結  
合して検討しているわけでございま  
す。

れをもう少し充実していきたい。そのためには、それに専門に当たるような資質の人間を養い、そしてその人に専門に当たらせるという態勢をさらに充実したい、こういうことが必要であります。おきましても、そういう勧告、答申が文部省に出ておりますし、それから団体の大学協会の総会等からも、早くやつてくれといふ希望が文部省に出ております。その線に従つて私どもは勉強しているわけであります。

○委員長(相馬助治君) ちょっと議事の進行上いろいろあれもあると思うので、委員長から質問するのはどうかと思いますが、私からもここで一つ聞いておきたいのですが、今の大学学術局長の持つている構想の中に、かつて行なわれたような思想警護的な、あるいは思想警察的な、そういう任務も負わせる御予定ですか、そういうことは考えていないのですか。

○説明員(緒方信一君) 思想警察的なことは全然考えておりません。

○豊潤慎一君 今の緒方局長の答弁を通じてもなおかつ疑点が残るのですが、というのは、野本先生の質問に対する答弁と関連して、あなたの、厚生補導が不十分である、これを再検討し、強化していくといった意味は、もう少し明らかにしてもらいたいと思うのです。というのは、なるほど今回の大学生が国会の中に乱入してあのようない行動をしたということは、これは問題があると思います。これはいかんとして、文部大臣や局長の所管のことではなくして、大学自体がます検討すべきこ

とである。第二には、自治会組織が民  
主的にこれらの幹部の行動ないし幹部  
を容認するかどうかという問題であろ  
うと思います。このことに藉口して、  
厚生補導といふのが、一定の——昨年  
でしたか、内閣時報にあるところの防  
衛思想の培養の方針といふがことを一  
つの特定の思想に学生を補導するとい  
うことの契機になるとすると、国会乱  
入よりもっと重大な学問、思想の自  
由を侵し、大学の自治を侵す問題だと  
思うのです。で、大臣もきのうの本会  
議の答弁の中で、各大學の自治会が極  
左的革命方式を信奉する一部の学生に  
引き回され、激しい行動を行なつてい  
ることは遺憾である、こういふ言い方  
をされたやに聞いておりますが、二十  
七日の際に、これは警察当局が来てい  
ないので、公安調査室次長の岡さんで  
は不明確だと思うのですが、四千名か  
ら五千名のあの行動した者が、野本先  
生が言われたような人を含んでいるの  
か、それとも次長が言つた第一グル  
ープの千名、第二グループの二千名、第  
三グループの二万名、この範囲内でと  
どまつたのかどうか、これも問題だと  
思います。こういう具体的な全学連の  
動きと具体的な行動の分析を待たずし  
て、ここで学生の厚生補導を強化する  
必要があると考えてみたり、あるいは  
父兄の期待に反した思想を学生が持ち  
つつあるということを懸念するがござ  
き処置をするとすれば、重大な問題だ  
と思います。父兄がどのように子供の  
人生観、思想を希望しようとも、子供  
の思想、人生観といふのは全く本人の  
自由にまかさるべき基本的な人権であ  
ると思います。ここまで立ち入つて、  
この問題に関係して大臣や局長が大

○國務大臣(松田竹千代君) 学生がこれまでも、特に全学連の名において、しばしば騒擾さに加わったといふようなことがある事態にかんがみて、文部省としては、私は常に大学の方で適當な、よりよい学生の指導をしてもらいたいという、いわゆる助言をして参つたわけですが、それが今回の国会乱入の不法行為に当たつて、一そらく強い感じを持つわけでありまして、さらに大学当局、指導部長あるいは補導部長に対してそういう指導助言をしたい、かくらうに考へて、いる次第であります。

○墨瀬植一君 午前中も御答弁が非常に不明確な点を指摘しておつたのですが、まだ同様の漠とした御答弁ですが、私が聞いておるのは、いわゆる學生規則による、大学の諸規則による範囲内において今回の事件を処理させようとしておるのか、今回の事件並びに今、大臣がいみじくも言われたように、総評などと同一行動をとる學生の思想内容まで助言を与えようとしておられるのか、この点を簡単にお答え願いたいと思います。

○國務大臣(松田竹千代君) 思想内容といふよくなことについては私は一言も触れておりません。ただ、大学当局の直接指導する立場にある人々に対しても、文部省として指導をしていきたい、て文部省として指導をしていきたい、もう少しよろしく学生を補導してもら

いたいものであるという注意を喚起していきたい、かように考えておりま  
す。

○豊瀬楨一君 関さんにお尋ねしますが、あなたの色分けされた三つのグループの中で、二十七日の問題をとらえてみて、四千名ないし五千名入ってきましたと警察庁の方で言っているのです。この全学連の旗じるしを持つた五千名程度の学生は、大体あなたの見るところではA・B・Cのグループに属するものか、それとも各大学から、ある程度均等に出てき、あなたの先ほど書った批判勢力と目される、あるいは全学連の分子も同様の行動をしたと見て いますか。

○訪問員（闇の君） この点は指定でありますまいして大へん恐縮であります。意見を申し述べてみたいと思います。  
大体約五千であります。私の申し上げました中止とその次と、そして全体二万程度、その辺のところではなかなかうか、こう思うのであります。それは、東京都におきましてこの学生のいろいろなデモあるいは他のデモに参加する等、最近におけるいろいろのケースがありますが、そこへ動員するのであります。またあれを見まして、大体その程度のものが、いろいろな動員に積極的に対応したり出されてくる分子であるというふうに思はせております。その批判的なものなどは、おそらくその中にはいないのではないか、こんなふうに考えております。

Digitized by srujanika@gmail.com

た心配を持つてゐるか、どうしたことですか。不安を持っておるか、生活条件は満たされてない、環境が非常に悪いのです。この要點において、どうして学生を單に取り締まるというよりは、そういう形の補導をやつたんでは、私は絶対にこの問題は解決しないと思う、どうですか。たとえば日本で平和憲法を教えられてゐる子供たちは、この平和憲法で教えられておる子供のところに、すでにやめ、自衛隊の募集のビラがどんどんとくる。一方ではどうか、学園の研究施設は一体どうですか、内容はどうですか。学生の生活はどうです、一体。学資でもまだこれはアルバイトでやっておる学生が多い。学芸大学はどうなつておるのです、苦しんで卒業するのです。卒業するけれども、一休完全に就職は保障されていますか、何%ですか、一体。今。こういうよくな非常に悪い環境においておる、しかも一方ではどんどんと軍事費はこれは膨張していく、膨張させないといふ名前のもとに膨張していく。一機五億円以上のとにかくロッキードが、二百機もこれは五年間に買わざれることになつた。そうしてベトナム賠償の問題が出ておる、こういふ大もの問題をたださないで置いて、その結果、敏感な、感じやすいいろいろな学生たちが、もしも一朝戦争に巻き込まれると、いふことになれば、まず第一に被害を受けるのは学生だということを身をもつて知つておるので。本能的に知つておる、だれよりも。これだけ年寄りの想像のつかないところだと思いますが、実際私たちは、二十代になつて、十五、六才になつて、そして今、日

本のこの政治をおおつておるこの政策を感じるときに、不安でたまらないだらうと思う。この不安の気持ちかりますか。こういうところに入らないで補導なんといつたって、全然これは形式的だ。そうなら、やはり補導というのは、逆に今度現実から目をそらし、見るな聞くな言うな、こういう格好で、再び高い上の方からの命令に協力するという、過去のいまわしいそういうような補導にこれはなりかねない。従つて、私は何よりももとをただすといふことが最大の問題だとと思うのです。今度の問題だって、これは常識的に考えてみればわかることだ、どうですか。この学生たちのそういう心配、不安、そらしてほんとうに学生の胸の中に入つていって、この問題を解決するための相談相手になる、少なくともそういうようなものを理解し、そらしてそういうものを解決する方向に行かぬのをやめたら、補導という名に値するでしょうか、これは全然別の方向にいつているのが現状じゃないかと思うのです。従つて、私は文部大臣にこれは要求したいと思うのですが、私はやはり教育予算の不足が、大学といふものを得ない、こういふ根本の問題をたたかねます。卒業生は依然として不安です。そらしてそのあとにやはり戦争との関係がどうしても意識の上に上がらざるを得ない、こういふ経営の中に立たしております。卒業生は依然として不安です。

○國務大臣(松田竹千代君) 学生に限らず、すべて国民の生活を安定せしめていくとすることが、まずもつて第一の要件であると私は考えております。私どもも、わざみに軍事関係のことなど多くの金を使らよりも、できるだけ多く教育費の方に金を使って、そろして正しい教育を徹底せしめていきたいと、かように考えております。

○吉江勝保君 全学連の問題につきまして午後質疑が行われまして、詳細に御答弁をいたいたのでありますと、私も野本委員の質問に対し、また他の委員の質問に対しまして、当局の答弁を承ったのでありますと、きょうは全学連の問題につきまして質疑応答をやつたのでありますと、大学のまた行政方面につきましては、あらためて、きょうの質疑応答等を参考にいたしまして、本文教委員会でも取り上げたいと思いますのでありますと、本日、全学連に關しまして行なわれました質疑応答を通じまして、私の感じたことでありまするが、全学連という名前が最近非常にしばしば世上、世間に伝わるようになつて参りまして、非常に関心を持たれておるのでありますと、これが全國の大学の学生の自治会の連合会であるといふことのなんだん実態もわかつてきつたるようであります。そういうふうよくな大学の学生のこれらの連合会の組織であつて大学の学生の行動である、こう、こうよくなわかつて参りますと、いふと、大学の学生といふものが、あいのうよくな行き過ぎた行動をやつてしまつたるようですが、そういう点についてはどう思つていますか。これは文部大臣に先にお答えをしていただきたい。

おつてよいのかと、こういふよくな世論が相当最近強く起つて参つておるのであります。一部の特殊な人がやつておるといふよくな、全学連といふものがはつきりわからぬときには、そういうような見方もあつたかと思うのでありますするが、全国の学校のほとんどが学生の参加しておる組織でこういうことをやつておる、こういうことになつてきますといふと、父兄におきましても、また一般の世人におきまして、新聞あるいはその他のものに報道されておりまする事件の中には、相当問題になりまするものもあるのでありますて、そういうものは、次にまた本委員会等におきましても具体的に取り上げたいと思うのでありまするが、しかし本日は、去る二十七日の国会構内乱入事件といふようなものが発端になりまして、全学連といふものの全貌が質疑応答されたのであります。概略的に、私はこういふな質疑応答が行なわれました結果感じましたことは、世人の考えておりまする大学といふものは、専門の学芸を深く研究をいたしますために設けられておりまする施設でありますので、こういふ大學におりまする学生の行動には、やはり一定の知的な、技術的な限度というものもあるのでありますて、しかもそれが大学といふ最高の知識水準を持つておりまする人たちだけに、その行動につきましては、人から言われなくてはならないべきだと思うのであります。で、私は今日、国におきましても学生

一人に対しましては年間二十万円程度の国費を出しまして、そうしてわが国の学問の向上のためにも、その人の人格陶冶のために最も最高のものをおさめもらいたい、こういう意味で税金の中から学生一人にただいま申しましたような国費が支出されておるのであります。学生はあらゆる面におきまして十分な活動をやられますことはけつこうであります。それは常になすべき限度といふものを十分に自覚されまして、自分のまざ学問の研究といふうな点につきましては、もう論ずるまでもないと思いますが、十分の研究をされまして、そして卒業の後におきましては、本人はもちろん、社会のために有意義な人材になつてもらいたいと思うのであります。もし大学に在学いたしまして学業をおろそかにし、しかも大学に登校もせずに、あるいは一種の運動に専従するような立場で、こういうような運動をやっておるといふようなことがありますと、私どもが大学に対しまして期待をし、また国費を出しております趣旨にも反しますので、私どもは大学の学生の諸君が最高の学問を、学芸を深く研究されますので、最善の努力をされまして、そして学内におきましても、学外におきましても、そのとれます行動につきましては、大学の学生としてふさわしいような行動をとつていただきますように、私は強く念願をいたすものであります。このことは本委員会におきましては、党派は違いましても皆さんの決議というような形には申しませんが、私は委員の一員といいたしまして強

○委員長(相馬助治君) 速記を起<sup>おき</sup>こして。  
〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 次に、教育白書を議題にいたします。

これに関して、東洋化工爆発事件について岩間君より文書で質疑が求められております。岩間君の発言を求めます。

○岩間正男君 私は先月の二十日につきました東洋化工の爆発に關しまして、ことにあそこが文教地区といふようなら、そういう場所にあいいう事態が起つたことに対して非常に関心を持つておるものであります。この問題につきまして簡単な質問を申し上げたいと思うのであります。まず、学校園係の被害状況を、これは文部省は調べられたと思うのですが、その結果について御報告願いたい。

○政府委員(小林行雄君) 先般、十一月二十日の横浜市金沢区の東洋化工横浜工場の爆発事故につきまして、付近の学校施設がこうむりました被害を調査いたしました。その結果について御報告申し上げます。

事件の起つりましたのは二十日でござりますが、その翌日二十一日に、私どもの方の係官が出向きました、神奈川県の教育委員会、横浜市の教育委員会等と連絡をいたしまして調査いたしたものでございます。被害の学校について申しますと、国立学校については被害はございません。また神奈川県立のものにつきましても、特に被害という

類別に申しますと、これは公立でござりますが、大学が一、高等学校が一、中学校が二、小学校が六といふような状況になつております。横浜市立につきましては、横浜市立大学、それから金沢高校、それから中学につきましては金沢中学と六浦中学、それから小学校につきましては六浦の小学校、八景小学校、金沢小学校、大道小学校、文庫小学校、鎌利谷小学校といふような学校でございます。なお、私立の関東学院につきまして多少の被害があつたようになります。ただ、ただいま申しました学校のうちで、被害の特に大きい学校は、横浜市立大学、金沢高校、六浦小学校の三校でございます。横浜市立大学の被害でございますが、これは東洋化工の工場から三百メートルといふように承っておりますが、これが最も被害が大きく、屋根、天井、窓ガラスあるいは建具等に相当の被害を受けております。市立大学の事務局の被害見積りでは、大体二千万程度であるといふに評価をいたしておりますようでございます。それから金沢高校の被害でございますが、これは大体爆発現場から四百メートル程度の距離があつたようでございますが、これにつきましては、窓ガラスあるいは出入りの戸等の被害がかなりございました。また、屋根もかわらが相当浮いておるというふうなことでございまして、これも被害の程度から申しますと、かなり大きいようでございます。

いました。また、ほとんどの窓ガラスがやられたという状況でございます。  
なおそれ以下の金沢中学校、これは七百メートルくらいの距離があつたものでございますが、これはガラスに相当な被害があつた。大道小学校につきましては約千百メートル、一キロ以上の距離があつたわけでございますが、これも建具並びにガラス等に相当の被害があつたようでございます。(なお、六浦中学校、八景小学校、金沢小学校と文庫小学校、笠利谷小学校については施設の視察はいたしておりませんけれども、一応私どもの方として数字を持つておる次第でございます)。

以上、大体学校施設に対する被害の状況について御報告を申し上げた次第であります。

○岩間正男君 学校の施設はいいのですがね、子供の被害ですね、生徒の被害、これの方が先にほんとうは言つてほしい、感覚として。命の問題ですかね。これはないのですか、これをちょっと。

○政府委員(内藤善三郎君) 実は調べてあるのですけれども、私ちょっと気きましたので、手元に持ち合わせておりませんので、あとでお届けいたしたいと思います。

○岩間正男君 ずいぶん人があつたわけですが、その半分以上ぐらい学校で重軽傷者があつたわけですね。いろいろな措置が考えられておると思うのですが、この被害のあとをどのように復旧するか。その中で、たとえば横浜市大のときは二千万円余の損害がある。これについて補償の問題な

んがあるんでしょうが、何よりも授業を継続しなければならない。こういう

う点で文部省がとった措置並びに現地の教育委員会のとった措置、こういうものについてちょっとお伺いしたい。

○政府委員(小林行雄君) 従来こち

全般についてもう少し調査し、それからこれに対する具体的な指導の方策を立てられなかつたのですか、もつと詳しく述べ……。単に自治庁の対策だけじゃ非常に不十分だと思うのですが、どうぞよろしく。

ておりますが、たとえば六浦小学校は四百二十メートル、さつき六百五十メートルといふ話がありましたが、金沢高校は四百三十メートル、横浜市大は三百メートルのが二百八十九メートル、一番、市大が近いのです。

開を計画されている、こういうことでも聞くのでありますけれども、これは文教政策の面から文教地区の安全といふものを守る、こういう点からいいますと、これは文教地区の名に値しないのです。現在、これに対処して、とりあえ

ります。従つて好ましくない、そして文教政策の觀点に立てば、当然このよ  
うなもののはやはり再開しないでほ  
い、これは文部省側の見解として、文  
部大臣が通産省なり、内閣、閣内で發  
言をされる、申し入れをされる、そし

いた危險工場の爆発、たとえば花火工場等の爆発の事例がござります。これは御承知のように、学校施設の災害は復旧につきましては、災害復旧費国庫負担法という法律がござりますのでが、こういった人為的な爆発事故といふようなものにつきましては、これはその対応になつてゐりませんし関係上、

特に被害の大きいものにつきましては、自治庁にも連絡をいたしまして、災害復旧の起債等の要求が地元市町村から出てきた場合には、応援をしてやってくれというようなことを自治庁

ただ現実の問題といたしましては、横浜市の方で特別修繕費等を流用いたしましたが、現在すでに補修にかかるところといふうに私ども承知いたしております。

○岩間正男君 それから負傷者に対する措置なんかはどうしておりますか。

○政府委員(内藤善三郎君) いう何はないですか。

○岩間正男君　具体的にこの横浜市大  
いだきたい、かように考えます。

た。何よりがそのものが再建される場合においては、文部省としては当然それのなきよう特に主張して參り

○政府委員(小林行雄君)　お説の通り

しまったように、資料を今とり寄せ中でございますので、しばらくお待ちいただきたいたいと思います。

とか、金沢高校あたりが非常に心配しているわけですね、そうして、この工場はともかく撤去してもらいたい、今、

たいと、かようく考えております。  
○岩間正男君 どうも今の御答弁では  
ちょっとあいまいだと思うのです。好

うことは、教育政策上の最も重要な点の一つでございますので、その点については今後十分注意を払つて参りたい

問題として、今のよくな市の予算でどうりあえずやるのでしようが、そういうときには、たとえば自治庁の方をわざらわす必要があるならば、そういう措置をとる、文部省からそういうことの話が今あったのですけれども、この

第六部 文教委員会会議録第六号 昭和三十四年十一月一日 【參議院】

考えられませんので、この東洋化工の事件が起こりました直後に、この保安距離を再検討してもらいたいということを通産省の方に申し入れをいたしておきます。実は本年の五月にも長野県の飯田市で花火工場の爆発がございまして、小学校と高等学校に被害を受けたのでございました。そのときにも申し入れはいたしましたがございますが、そのときには実現しなかつたわけでございます。今回、不幸の中の幸いと申しますか、火薬の取締法の全面改正をやるというふうに承つておりますので、この学校周辺の保安距離といふものにつきましては、もう少し文部省の立場から適切な保安距離がとられるように努力をしていただきたいと、かように考えております。

○岩間正男君 すでに、これは二十日

に起つたことだから、とられた措置

だと思つておつたら、まだこれからと

られようと考へておられる段階なんですね。これははつきり池田通産大臣

は、今度爆発物取締法その他関係法の改正をやりたい、そして通常国会に

出したい、こういふので関係業者の人、ことに火薬の大きなメーカーなんか集めて、いろいろこれを調査した

り、話し合いをしているのです。そちら

省側の法案でなければ通産

省を守るという立場から考へて申し

入れをすると同時に、あなたたちの見

解をやはり明確に出さなければならぬ。ある場合には、これは文教地区の安全を守るために立法化を文部省が考へてもいい、そして関連があれば通産省とここで交渉していいのです

が、さような措置を考へておられない

のですか、どうも積極性がないです

ね。

○政府委員(小林行雄君) これはもう

すでに申し入れをいたしております。

ただ、これは御承知のように、学校教

育法の施行規則にも規定がございます

と、たとえばこの火薬の取締法にも規

定があるし、あるいは消防法にも規定

がある。各種のいろいろな法に、それ

が実情でございますので、これらを一

括りまとめて、そういった立法をす

るといふことを文部省がするといふ

につきましては、まだ相当問題がど

ざいますので、これは将来の問題とし

て、文部省としてもやりたいといふ

うんですよ、学校を守るために。そういうことについて資料的なものも問題にして、ほんとうは文部委員会が責任を持たなければいけないと思うのです。これは千八百万の子供の人命の問題で、重大な問題です。これは決して努力して少しも悪いのですけれども、そういう問題はできましようか、どうでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) ただいまの問題でございますが、たとえば、およそ火薬庫があれば危険であるという建前から、その実際の保有量と申しますか、作業量がどの程度であるかわからず、一応これだけの保安距離があれば安全であるとなつておりますけれども、特にそれは危険であるぞといふやうな観点から、それを調査するといふことは非常にむずかしい点もあるわけでございます。従つて、どういう形で調査をするのがいいか、それらも十分検討してみなければなりませんが、一応危ないというような感じを持たれるといふところであれば、やり得ないこともあります。

○国務大臣(松田竹千代君) 私も同様に考えます。

○委員長(相馬助治君) 次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題に供します。質疑のある方は順次御発言を願います。

○野本品吉君 一点だけお伺いしておきたいと思います。それはこの提案理由の説明の裏の二行目に、「かよう」にいたしますと、同一市町村の教職員相互間における給与待遇の条件が均一化されることとなり、「こういふ御説明がありますと、現在は相当均一でない、まあ不均衡がある、こういふにも読めることになりますが、この点についておわかりのことだと思いますので、いずれおわかりのことだと思いますので、いずれ御説明願いたい。

○衆議院議員(白井莊一君) 一応調査いたしておりますが、初任給におきましては、それからまた昇給の率でござります。それでもけつこうであると思ひます。それでおわかりのことだと思いますが、おわかりのことだと思いますので、いずれお読みください。

○野本品吉君 現実にどういうことになつておるか、といふことは文部省をおかりですか。

○衆議院議員(白井莊一君) 一応資料を詳細にまとめてお配りする所によると、大体のことを申しあげますと、初任給におきましては、初任給の額は名古屋市は県より二号俸高い、こうしたことになつておられます。それから採用の第一回の昇給

に際しては、市費の兼職の方が三ヶ月から六ヶ月ぐらい早く昇給する、こうしたことになつております。名古屋市以外のあれは初任給は市と県とが大体似ているんであります、名古屋市などはそういうふうに違つております。

○野本品吉君 それから、その前にあります「市町村のうち、比較的財政力の強いものについて」ということで、五大市は財政力が強いからこういう方であります。徒歩で勤務年限が長くなればなるほど、県費で支給される職員の方が本俸は低くなる、こういうことになる。それから、そのほか横浜市のよう、昇給に伴う昇給として、経験年数が一定の年限に来たときには次期昇給を早くする、大体六ヵ月ぐらい早くするという特別な給与制度を市費の職員に適用しております。従いまして、県費職員との差がそれだけあって、県費職員との差がそれだけあって、手当についても、その支給年限、それから支給率において市費職員の方がかなり有利に取り扱われております。その詳細の表はこの次に一つお配り申し上げることにいたします。

○野本品吉君 そういたしますと、これは別な角度から見ますといふと、ある意味における定時制高校の職員の優遇法案、こういふことになるわけです。

○衆議院議員(白井莊一君) お説の通りであります。この法案の趣旨は、同じ学校に勤めている先生方でも、定時制と全日制によって、全日制の方は市から給与を受けるのに、定時制の方は県から給与を受けると、こういう規定があるために、非常に今申し上げたよ

うといふところの根拠があると、かように考えております。

○野本品吉君 一応政令で五大市にさみてにもらつたけれども、県の方であります。徒歩で勤務するといふと、給与体系と申しますか、給与制度そのものについて一つの混乱を起こしてくるんじやないかと、こういふようなことが気になるわけであります。この点についてのあらかじめの御配慮があつてのことですか、その点。

○衆議院議員(白井莊一君) その点も一応考へないではございませんが、しかし今申し上げたような歴史的な、経過的な過程を見て、そして、まあ世間

でいわゆる五大市といふものが、そぞろに思つて、そのうものは一応御納得

つかつて、私どもの方では現在それら

については考へていないと、こういうところであります。

○野本品吉君 それは個人々々の待遇上の問題でありますから、非常に具体的に直接にびんとくる問題ですね。

従つて将来、五大市に準ずること、つまり町村の財政力の強いところにこ

れが波及するのではないかといふこと

を、先ほども申しましたように一応心配するわけなので、この点について

は、この法の実施上細心の注意を払つてやりませんと、せつかくの優遇案が

教育の現場の混乱を起こし、あるいは不平不満の種になるんじやないかとい

うことをおそれておるわけです。それだけです。

○委員長(相馬助治君) よろしいです。  
まだ質疑中でござりますが、本法案については次回においてもこれを審議したいと思います。  
本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時二十三三分散会

十一月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、育ろう学校高等部生徒の就学奨励費に関する請願(第五六二号)

一、女子教育職員の産前産後の休暇における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願(第五六三号)(第六七二号)

一、産業教育を行なう國立及び公立高等学校基礎教科担当教員の産業教育手当に関する請願(第五六七号)(第六二七号)(第七〇一号)(第七三二号)

一、義務教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(第五七八号)

一、産業教育を行なう私立高等学校の職員の産業教育手当に関する請願(第五八〇号)(第六二八号)

一、義務教育諸学校施設費國庫負担法の一部改正等に関する請願(第五九七号)(第六五六号)(第六五七号)(第六六七〇号)(第六八九号)(第七〇八号)

一、高等学校の定時制教育及び通信教育予算に関する請願(第六二四号)

一、公立学校施設災害復旧特別措置に関する請願(第六四一号)

一、義務教育施設拡充等に関する請願(第六九〇号)

一、学校給食実施の義務教育諸学校に栄養士配置等の請願(第六九一号)

一、学校給食費国庫補助増額等に関する請願(第六九二号)

第三日受付 第五六二号 昭和三十四年十一月十日

盲ろう学校高等部生徒の就学奨励費に関する請願

請願者 延児島県議会議長 大坪静夫  
紹介議員 田中 茂徳君

請願者 岡山市丸の内岡山県婦農業、工業、水産、商船等に係る産業人問題懇話会内 矢尾茂野

請願者 大分県立中津東高等学校内 江淵久樹

請願者 青森県弘前市馬屋町一五青森県立弘前工業高等学校内 工藤清

請願者 山口県徳山市田平山口内 幸村清

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町平林よし江外四百四十二名

第七〇一号 昭和三十四年十一月十日受付

請願者 大分県立中津東高等学校内 江淵久樹

請願者 青森県弘前市馬屋町一五青森県立弘前工業高等学校内 工藤清

請願者 山口県徳山市田平山口内 幸村清

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町平林よし江外四百四十二名

第八日受付

請願者 大分県立中津東高等学校内 江淵久樹

請願者 青森県弘前市馬屋町一五青森県立弘前工業高等学校内 工藤清

請願者 山口県徳山市田平山口内 幸村清

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町平林よし江外四百四十二名

請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

まつてゐるが、これでは子供の健康を守ることとさえ危ぶまれる状態であります。

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

こととに遺憾にたえないから、学校教育法第二十八条の但し書き及び同法第一〇三条を削除して義務制諸学校に義務教諭を必置制とするよう措置せられるともに、これが完全必置の実現に必要な予算措置についても考慮せられたいとの請願。

教諭を必置制とし、さらに同法第五十条を改正して高等学校に義務教諭を必置制とするよう措置せられるとともに、これが完全必置の実現に必要な予算措置についても考慮せられたいとの請願。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一四日受理

第五九七号 昭和三十四年十一月十日

部改正等に関する請願

請願者 岡山県御津郡御津町議会議長 萩原源治外五名

名内 豊君

村会館内宮崎県町村議会議長会内 日高正外

請願者 熊本市大江町本六八

請願者 富山市總曲輪富山県市長会内 渡辺吉外九名

請願者 岩井 志郎君

請願者 横田 大輔君

請願者 長谷川 勝君

請願者 吉武 恵美君

請願者 内 浦谷辰

請願者 県立徳山商工高等学校

請願者 山口県徳山市田平山口

請願者 諸業教育手当に關する請願

第六二八号 昭和三十四年十一月十日

六日受理

産業教育を行ふ私立高等学校教職員の請願

請願者 吉武 恵美君

紹介議員 近藤 鶴代君

請願者 紹介議員 紹介議員

請願者 紹介議員

第六九一號 昭和三十四年十一月十日

八日受理

学校給食実施の義務教育諸学校に栄養士配達等の請願

請願者 鹿児島市山下町鹿児島県 P.T.A.連絡協議会

内 羽牟志輔外三名

調理従事職員の充実と身分の安定を図るため、地方交付税の積算内容につきの方途を講ずること、(二)山村へき地における学校給食振興費補助の法的措置を講ずること等をすみやかに実現せられたいとの請願。

紹介議員 高野 一夫君  
学童の心身の健全な発達を図り、かつ国民食生活の改善に資するため、専門的知識と技術を身につけた栄養士を各給食実施校に配置せられたい。これが早急に実現されない場合には、学校給食実施校を有する市町村教育委員会に対して、学校給食を担当する栄養管理職員を設置し、これに対する国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第六九二號 昭和三十四年十一月十日

八日受理

学校給食費国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町  
二ノ六日本P.T.A.全国  
協議会内 増田要次郎

紹介議員 小林 武治君  
学校給食普及のため、昭和三十五年度予算実強化等のため、昭和三十五年度予算において、(一)学校給食開設に要する施設設備並びに必要な保護児童生徒に対する給食費国庫補助を大幅に増額すること、(二)小麦粉の政府完済価格を昭和三十年度までの価格(原麦半額国庫補助)になるよう善処すること等の実現を図るとともに、(一)既設の学校給食施設設備についても国庫補助の対象とするよう法的措置を講ずること、(二)栄養管理職員(栄養教諭)を配置できるよう法制度を改正するとともに